

(第一類 第五号)

第一百四十回国会
衆議院

大蔵委員会議録第十一号

(一九一)

平成九年四月八日(火曜日)
午前九時五十分開議

出席委員
委員長 領賀福志郎君

理事 金子 一義君
理事 保岡 興治君
理事 北側 一雄君
理事 池田 元久君

理事 今村 雅弘君
大石 秀政君
小林 多門君
砂田 圭佑君

理事 谷口 理事
理事 坂井 隆憲君
理事 柳本 卓治君
理事 佐々木陸海君

衛藤征士郎君
熊谷 市雄君
菅 目片 田中 和徳君
貴盛君 信君

飯島 忠義君
砂田 圭佑君
中野 正志君
村井 仁君

事務局長 藤田 昇三君
大蔵委員会調査室長 藤井 保憲君

委員の異動
四月八日 辞任

補欠選任
大石 秀政君
目片 信君
山本 幸三君

同日 辞任
大石 秀政君
中野 正志君
村井 仁君

四月三日
外國為替及び外國貿易管理法の一部を改正する
法律案(内閣提出第五三号)紹介(第一〇一七号)

三月十九日
共済年金制度の堅持に関する請願(奥野誠亮君)
紹介(第一〇六三号)

三月十九日
同(松永光君紹介(第一〇六四号))
同(宮本一三君紹介(第一〇六五号))
同(坂本剛二君紹介(第一〇八二号))
同(虎島和夫君紹介(第一〇八三号))
同(堀込征雄君紹介(第一〇八四号))
同(吉利明君紹介(第一一〇四号))
同(岸本光造君紹介(第一一〇五号))
同(坂本剛二君紹介(第一一〇六号))
同(阪上善秀君紹介(第一一〇七号))
同(根本匠君紹介(第一一〇八号))

三月十九日
同(佐藤義次君紹介(第一一〇六四号))
同(宮本一三君紹介(第一一〇六五号))
同(坂本剛二君紹介(第一一〇八二号))
同(虎島和夫君紹介(第一〇八三号))
同(玄葉光一郎君紹介(第一一〇三五号))
同(河野太郎君紹介(第一一〇三六号))
同(鈴木恒夫君紹介(第一一〇三七号))
同(田中和徳君紹介(第一一〇三八号))
同(二階博君紹介(第一一〇三九号))
同(柳沢伯夫君紹介(第一一〇四〇号))
同(飯島忠義君紹介(第一一〇四一号))
同(戸井田徹君紹介(第一一〇四二号))

三月十九日
同(松永光君紹介(第一一〇六四号))
同(宮本一三君紹介(第一一〇六五号))
同(坂本剛二君紹介(第一一〇八二号))
同(虎島和夫君紹介(第一〇八三号))
同(吉利明君紹介(第一一〇四号))
同(岸本光造君紹介(第一一〇五号))
同(坂本剛二君紹介(第一一〇六号))
同(阪上善秀君紹介(第一一〇七号))
同(根本匠君紹介(第一一〇八号))

三月十九日
同(佐藤義次君紹介(第一一〇六四号))
同(宮本一三君紹介(第一一〇六五号))
同(坂本剛二君紹介(第一一〇八二号))
同(虎島和夫君紹介(第一〇八三号))
同(吉利明君紹介(第一一〇四号))
同(岸本光造君紹介(第一一〇五号))
同(坂本剛二君紹介(第一一〇六号))
同(阪上善秀君紹介(第一一〇七号))
同(根本匠君紹介(第一一〇八号))

三月十九日
同(佐藤義次君紹介(第一一〇六四号))
同(宮本一三君紹介(第一一〇六五号))
同(坂本剛二君紹介(第一一〇八二号))
同(虎島和夫君紹介(第一〇八三号))
同(吉利明君紹介(第一一〇四号))
同(岸本光造君紹介(第一一〇五号))
同(坂本剛二君紹介(第一一〇六号))
同(阪上善秀君紹介(第一一〇七号))
同(根本匠君紹介(第一一〇八号))

三月十九日
同(佐藤義次君紹介(第一一〇六四号))
同(宮本一三君紹介(第一一〇六五号))
同(坂本剛二君紹介(第一一〇八二号))
同(虎島和夫君紹介(第一〇八三号))
同(吉利明君紹介(第一一〇四号))
同(岸本光造君紹介(第一一〇五号))
同(坂本剛二君紹介(第一一〇六号))
同(阪上善秀君紹介(第一一〇七号))
同(根本匠君紹介(第一一〇八号))

同(蓮実進君紹介)(第一五五八号)

同(保利耕輔君紹介)(第一五五九号)

同(松下忠洋君紹介)(第一五六〇号)

同(柳沢伯夫君紹介)(第一五六一号)

同(山下徳夫君紹介)(第一五六二号)

同(横光克彦君紹介)(第一五六三号)

同(原口一博君紹介)(第一五八九号)

同(安倍基雄君紹介)(第一六一三号)

同(熊谷弘君紹介)(第一六一四号)

同(河野洋平君紹介)(第一六一五号)

同(野田寛君紹介)(第一六一六号)

同(古屋圭司君紹介)(第一六一七号)

同(小里貞利君紹介)(第一六四〇号)

同(木部佳昭君紹介)(第一六四一号)

同(田邊國男君紹介)(第一六四二号)

同(中尾栄一君紹介)(第一六四三号)

同(船田元君紹介)(第一六四四号)

在日朝鮮人総聯合会と国税庁間の合意等の調査に關する諸願(西村眞悟君紹介)(第一六三九号)は本委員会に付託された。

四月三日

山林等の生前贈与に係る贈与税納税猶予制度の措置に関する陳情書(宮城県本吉郡津山町柳津字本町二一八津山町議会内堀田繁雄)(第一三一号)

は本委員会に参考送付された。

本日の会議に付した案件
外国為替及び外國貿易管理法の一部を改正する法律案(内閣提出第五三号)

○額賀委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、外国為替及び外國貿易管理法の一部を改正する法律案を議題といたします。

趣旨の説明を聽取いたします。三塚大蔵大臣。

外国為替及び外國貿易管理法の一部を改正する法律案

[本号末尾に掲載]

○三塚國務大臣 ただいま議題となりました外国為替及び外國貿易管理法の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

最近における我が国の国際金融取引を取り巻く環境は、金融・資本取引のグローバル化、エレクトロニクス化の進展、欧州における通貨統合の動き、アジア市場の台頭等を背景として、急速な変化を遂げております。

政府いたしましては、こうした変化に対応して、我が国金融・資本市場を一層活性化させるため、内外の資本取引等を自由に行えるようにするとともに、外国為替公認銀行に限られている外国為替業務を完全に自由化する等、より自由な対外取引のための環境整備等を行う必要があることから、本法律案を提出することとした次第であります。

また、本法律案は、今後の金融システム改革の円滑な実現に資するものと確信をいたしております。

以下、この法律案の内容につきまして御説明申しあげます。

第一に、法律の題名から「管理」を削除し、外国為替及び外國貿易法とすることとしております。

第二に、対外取引の自由化を行うため、海外預金、対外貸借等の資本取引及び対外支払い等に係る許可・届け出制度を原則として廃止することとしております。

第三に、外國為替業務に着目した規制を撤廃し、徹底した自由化を行うため、外國為替公認銀行及び両替商の認可制度を廃止し、同時に、指定

證券会社制度も廃止することとしております。

第四に、国際收支統計の作成、市場動向の的確な把握等を行うため、資本取引等に關する効率的な実効性のある事後報告制度を整備することと

しております。

第五に、我が国が国際的責務を的確に果たすため、国際情勢に対応して経済制裁等を機動的かつ効果的に実施できるよう、所要の規定の整備を行ふこととしております。

その他、所要の措置を講ずることといたしましたところであります。

以上が、この法律案の提案の理由及びその内容であります。

何とぞ、御審議の上、速やかに賛同くださいま

すようお願いを申し上げ、提案理由の説明にかえます。

○額賀委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

○額賀委員長 質疑の申し出がありますので、順次これを許します。

○額賀委員長 本日、いよいよ外國為替及び外國貿易管理法の一部を改正する法律案について審議が始まるわけとなります。今村雅弘君。

○今村委員 おはようございます。連日の激務、御苦労さまでございます。

○額賀委員長 本日、いよいよ外國為替及び外國貿易管理法の一部を改正する法律案について審議が始まるわけとなります。この法律は、いわゆるビッグバンのファーストランナーということで、大変重要な意義づけを持っているというふうに考えておりま

す。たまたま今、高校野球もたけなわでございま

す。高校野球もトップバッターが見送り三振とい

うことではつまらないでの、私も少し粘らせて

ただきます。勉強不足でございますが、よろしくお願い申し上げます。

まず第一に、初めに三塚大蔵大臣におかれま

しては、本当に忙しい中、先般いわゆるAPE

C蔵相会議ということで参加された旨をお伺いし

ております。

今般、まさに金融改革をやつしていく中でも、このアジアの経済圏、そういう中で日本はどうしつかりとリーダーシップをとつてやつていくのか、あるいは共生をやつしていくのかということは

にいたしましても、まさにそういう大きな流れの中に溶け込んでいく一つのスタートではないか

といふうに私はこの会議を思つてゐるわけですが、大臣におかれましては、その点、どういった会議の中身であったのか、成果はどうであつたのか、お伺いしたいというふうに思つております。よろしくお願ひします。

○三塚國務大臣 二日間にわたるAPEC十八カ国の大蔵相会議でございました。熱心な議論が行われました。世界経済の中で最もボテンシャルの高い、太平洋を挟んだASEANであり、アジアであつたのか、お伺いしたいというふうに思つております。よろしくお願ひします。

○三塚國務大臣 本日間でございました。熱心な議論が行われました。世界経済の中で最もボテンシャルの高い、太平洋を挟んだASEANであり、アジアであつたのか、お伺いしたいというふうに思つております。よろしくお願ひします。

イの大蔵大臣並びにIMFの専務理事と個別の会談を行い、我が国が抱える問題、六改革に集約をいたしましてただいま全力を尽くしてその実現に向けて作業を進めておるところ、これが完成をいたしますと、日本経済は地域に対しても大きな貢献をするだけではなく世界経済に貢献することあります。このことを申し上げ、格段の理解を得たところであります。

○今村委員 言うまでもなく、この東アジアにおきましては、とにかく今後日本の国と手を組んでやつていくということになるわけございます。そういう中でも、特に、日本からは円建ての債務といいますか、そういうものを持つておるし、片一方、そういう国々は稼いで入ってくるのはドルということで、そこでいわゆる債務と債権のミスマッチというのがありますから、こういった意味で、非常に為替相場等々もいろいろと変動といいますか、そういうことで、そういう国も大変なようございます。できれば、こういったところができるだけ機会をつくっていただきたいと思いますが、非常に為替相場等々もいろいろと変動といいますか、そういうことで、そういう国も大変なようございます。できれば、こういったところができるだけ機会をつくっていただきたいと思いますが、こういったことを心からお願いする次第でございます。

それから、ちょっとついでございますが、これは新聞記事なんですが、大蔵大臣がその会見の中で、日本の内需拡大努力を訴えたということのようございますが、これはどういったことなのでしょうか。現在、財政構造改革ということで公共事業の見直し等々言われておりますが、そういった観点も含めて御意見を伺いたいと思います。

○三塚国務大臣 内需拡大の問題は、我が国がこれから持続的経済成長を果たす中でとらざるを得ない基本的な政策であるという大前提がござります。集中豪雨的な輸出により、かつて日本経済復興の働きをし、多くの国から批判を得たところでございます。バブル崩壊後のこれから経済立て直しの起点は、まさに我が国の大規画企業また各企業等のリストラ等を果敢に実行する、いわゆる高

コスト時代を乗り切つていくためにデイレギュレーション、規制緩和に思い切った実効をもたらす、こういうことであれば我が国の内需主導によって持続的経済成長が果たせるであろう。経常収支黒字云々を昨今耳にするけれども、その傾向は緩やかなもので、逆にだいまのペースで安定しておることは指標の示すところ、この点を理解いただきたい、こういうことがあります。

○今村委員 外国でのそういう発言でございましたので、多少のおもんぱかるところもあつたかと思いつつ、今後ともひとつ景気拡大、そして力強い成長に向けて努力されることをお願い申上げます。

続きまして、本題に入つていきたいと思っておりますが、その前段いたしまして、ビッグバンをやつしていくにつきましての日本の金融機関に対する信認度といいますか、そういうものが確立されることが非常に大事なことだと思つております。

先般、いろいろな野村証券の問題とかあるいは日本債券信用銀行等々の問題が起きております。そういう中で、この日債銀の問題でございますが、これについては新聞等でも報道されているわけでございます。そうした中で、幾つか質問がござりますが、今回、いわゆるプロラク方式という

のですが、これがどうかと思います。

それから数字の点でございますが、御指摘のように、借入金の残高、ノンバンク三社の数字を申し上げますと、一兆八千五百八十一億、二月現在百九十一億を足しますと二兆円弱、一兆九千五百七十二億になるのですが、一方で二兆円を超えるような数字を言われております。これは帝国データバンクの調べでございまして、その違いは今のところちょっと定かではありませんが、恐らく

時点の違いであろうというふうに思つております。

○今村委員 その辺のことにつきましては、また後日、御説明を受けたいと思います。

それに関連いたしまして、きょう株を見ますに発表されたいわゆるノンバンク、三つございませんが、その債務の中身と、きょうの日経新聞で

すか、昨日のわが國の破産宣告が出ましたが、その

債務で一兆八千億と二兆一千億、さつと三千億ほど違っておりますが、その辺は何か意味があるのか、この辺の取り組みにつきましてお伺いしたいと思います。

○山口政府委員 お答え申し上げます。

日債銀は、関連ノンバンク三社に対しまして、これまで主力銀行といたしましてできるだけの支

援を行つてきたところでございますけれども、最近時、日債銀を取り巻く経営環境が急速に悪化いたしまして、さらに支援を継続することが日債銀のものとの経営を握るがしかねない状況ということがなつたわけでございます。したがいまして、日債銀は、みずから経営判断としまして、これ以上ノンバンクに対する支援継続は不可能である

というような結論を出したわけでございます。それを受けて、この系列のノンバンクが四月一日に法的整理を裁判所に申し立てたという経緯でございます。こういったやり方ということはそれが当事者がどう判断するかということだろうと思つております。今回は、そういう客観的な事情からそうした行為をとつたということを聞いております。

それから、支援を要請されている銀行等につきましては、それぞれこの三月期での引き当てにするのか、あるいは翌期の引き当てにするのか、それぞれの対応を考えられるということでございますが、まだ、そういう支障先が今後どういうふうに対応なさるかということは、日債銀からの詳しい説明等聞きながら機関決定をそれぞれの判断においてなさつていくというふうに思つております。

○山口政府委員

御指摘のように、株価が下がつておりますが、これはなぜ下がつておられるのか、その辺について御意見をお伺いしたいと思います。

○山口政府委員 御指摘のように、株価が下がつておりますが、これはなぜ下がつておられるのか、その辺について御意見をお伺いしたいと思います。

そしてまた、こういつた支援する金融機関等について、株主等どういうふうに思つておられるのか、その辺について御意見をお伺いしたいと思います。

○山口政府委員 御指摘のように、株価が下がつておりますが、これはなぜ下がつておられるのか、その辺について御意見をお伺いしたいと思います。

私は生まれ育ったところが佐賀県でございます。

が、ここには有明海というのがございまして、これは大麥波静かで、川がどんどん土砂を運んでくれるものですからどんどん干拓ができる。空港もつくつておりますて、これはもう非常に安くできるということで、せひとも国際空港にお願いしたいということで頑張っておりますし、これについては、また後日、皆さん方の御協力を頼うことになると思いますが、それはそれとして、片一方では玄界灘というのがあるわけございます。これは非常に荒波ということで、さきのロシアのタンカーもへし折られるほどの荒波、例えてみますれば、そういうところにこの外為法改正といふものは日本の金融機関等々をおち込むようなことになるのではないか、そういうふうにいろいろ言われているわけでございます。そういうふうなことにつきまして、いろいろ御意見等を伺いたいと 思います。

反面、大蔵当局の方は、そういったお話をしますと、いや、そんなことは余りないと思います、むしろ、実態としては、この日本の経済といふまでも、既に相当金融面でも自由化が進んでおります、この外為法云々はある意味では手続法である、大したことはございませんよ、そういうふうな認識といいますか、言い方をされるわけでござります。その辺は、大蔵省の方が大変なんですと言うとパニックを起こすからそういつたことを言つてゐるのか、本気でそう思つているのか、その辺の認識の違いといいますか、それをある程度埋めておかないと、どうもこの法案の議論をする中でかみ合わない部分があるのでないかと思います。そういふった面につきまして、とりあえず総論でようございますが、どういふうにこの外為法の改正につきまして考えておられるのか、大臣でも局長でもよろしくござりますから、御意見を伺いたいと思います。

○榎原政府委員 今回の外為法の改正は、対外取引におけるグローバルスタンダードを実現するということでございまして、我が国の金融・資本市場の一層の活性化を図るために、資本取引や対外

決済にかかるる許可・事前届け出制度を原則として廃止するとともに、外国為替公認銀行制度、両替商制度を廃止するなど、外国為替管理制度について抜本的な自由化を行うものでございます。これまでの自由化の総仕上げ、そういう性格を持つものでございますので、これによつて一挙に自由化ではございますけれども、今まで自由化は全くやつてこなかつたということではございません。今までの自由化の総仕上げ、そういう性格を持つものでございますので、これによつて一挙に資本が海外に流出するというようなことが起るとは思つております。ただ、外為法の改正により國境を超える取引あるいは通貨を超える取引が完全に自由になりますので、これによつて国内の金融の自由化というのも加速されてくるというふうに考えております。

○今村委員 これは新聞で恐縮でございますが、きょうのこの最初の審議の日、この日経新聞には「資本の海外流出加速」ということで、これには日本米金利差はもう五%に開いたといったことを含めて、そしてまた、円も百二十五円台になつてしまつたというようなことがあるわけでございます。やはりこの資本の海外流出云々といふことについては、もう少し真剣に考えるべきではないかといふふうに思うわけでございます。

御存じかと思ひますが、もともとこの法律の沿革をたどりますと、昭和七年六月、資本逃避防止法という名前からきているわけでございまして、それは、やはりこの資本の海外流出云々といふことについては、もう少し真剣に考えるべきではないかといふふうに思うわけでございます。

資本がふえるのではないかといふ尋ねでございまして、個人の外貨預金については、現在国内では完全に自由になつておるわけですが、それはたまたま、偶然かもしれないが、ただいま國境を超える取引あるいは通貨を超える取引が完全に自由になる、そういうことでございまして、個人の資金が自由に内外を流通することによって資本の流出がさらにおえるのではないかという懸念があるわけでございます。

ただ、個人の資金についても、今まで全く自由化がなかつたということではございませんで、例えば外貨預金については投資用であれば二億円までは自由に外貨預金を持つという制度でございましたし、また、外國証券会社を使うことが外為法改正によつて自由になるわけでござりますけれども、今まで一億円までは外國の証券会社を自由に使うことができたということです。

確かに外為法自由化によつて個人のお金が中長期的には海外にかなり流れいくふうには考えられますが、改正によつて一気に資本が出てしまうということではないかと考へておられます。

○今村委員 その辺のところが非常にジャーナリスティックといいますか、いろいろ書かれているところがあるわけでございまして、そういうふうのについては、いろいろ事後報告その他のかなりの管理といいますか、そういうふうなことでもあるようですが、私としてはどうも心配だなと。たまたま今、個人はまだ余り行っていないといふことと言つておられます、例えばこれも日経新聞でございますが、こうやつて「低金利でガマ新規するか、高金利の外貨預金か。」ということで、

いわゆる宣伝といいますか出でているわけで、こういったものが今のところはまだ一般の国民の方にはそんなに浸透していないのではないか。こういったことがどんどん表に出でなければ、ああそぞうかということで、ただいまの話のように、個人は今はまだ行つていないが、今後こういったものについて非常に皆さん興味を示されるのではない。あるいは証券会社を通した、あるいは機関投資家を通した資本の流入出というのではなくいかというようなことが市場でさやかれているわけでござりますけれども、実は現在でも、銀行を通した、あるいは証券会社を通した、あるいは機関投資家を通した資本の流入出というのではなく、國境を超える取引あるいは通貨を超える取引が完全に自由になりますので、これによつて国内の金融の自由化というのも加速されてくるというふうに考えております。

○今村委員 これは新聞で恐縮でございますが、きょうのこの最初の審議の日、この日経新聞には「資本の海外流出加速」ということで、これには日本米金利差はもう五%に開いたといったことを含めて、そしてまた、円も百二十五円台になつてしまつたというようなことがあるわけでございます。やはりこの資本の海外流出云々といふことについては、もう少し真剣に考えるべきではないかといふふうに思うわけでございます。

御存じかと思ひますが、もともとこの法律の沿革をたどりますと、昭和七年六月、資本逃避防止法という名前からきているわけでございまして、それは、やはりこの資本の海外流出云々といふことについては、もう少し真剣に考えるべきではないかといふふうに思うわけでございます。

資本がふえるのではないかといふ尋ねでございまして、個人の外貨預金については、現在国内では完全に自由になつておるわけですが、それはたまたま、偶然かもしれないが、ただいま國境を超える取引あるいは通貨を超える取引が完全に自由になる、そういうことでございまして、個人の資金が自由に内外を流通することによって資本の流出がさらにおえるのではないかといふふうに思うわけでございます。

ただ、個人の資金についても、今まで全く自由化がなかつたということではございませんで、例えば外貨預金については投資用であれば二億円までは自由に外貨預金を持つという制度でございましたし、また、外國証券会社を使うことが外為法改正によつて自由になるわけでござりますけれども、今まで一億円までは外國の証券会社を自由に使うことができたということです。

確かに外為法自由化によつて個人のお金が中長期的には海外にかなり流れいくふうには考えられますが、改正によつて一気に資本が出てしまうということではないかと考へておられます。

○榎原政府委員 外為法改正によつて個人の外貨預金がふえるのではないかといふ尋ねでございまして、個人の外貨預金については、現在国内では完全に自由になつておるわけですが、それはたまたま、偶然かもしれないが、ただいま國境を超える取引あるいは通貨を超える取引が既に持たれておるわけでござります。

○榎原政府委員 外為法改正によつて個人の外貨預金がふえるのではないかといふ尋ねでございまして、個人の外貨預金については、現在国内では完全に自由になつておるわけですが、それはたまたま、偶然かもしれないが、ただいま國境を超える取引あるいは通貨を超える取引が既に持たれておるわけでござります。

それでまた、個人はかなり為替の動向に敏感でございまして、実は、今三百十八億六百万ドルといふこと、これは二月末でございますけれども、円にして大体三兆八千億程度、外貨預金が既に持たれておるわけでござります。

それでまた、個人はかなり為替の動向に敏感でございまして、実は、今三百十八億六百万ドルといふこと、これは二月末でございますけれども、円にして大体三兆八千億程度、外貨預金が既に持たれておるわけでござります。

ざいまして、金融機関なんかに聞きますと、日本の場合には個人の方がむしろ金融機関なんかよりも敏感にいろいろマーケットに反応するというようなことを言つております。ただ、いすれにしましても、外為法を改正いたしましたればそういう動きが激しくなるということは先生御指摘のとおりでございますから、我々としてはそういう動きを、報告等をとりながら、注意深く見守つていただきたいというふうに思つております。

○今村委員 余計な心配かもしれません、こう

いった個人の外貨建て預金があふえる、例えばドル建てでということではないと思いますが、こうなったときにドルで預金を持っている方はむしろドル高・円安の方がいいということになるわけでございます。この辺、規模が仮に大きくなつていった場合に、これはもちろん自己責任でリスクは覚悟でといふことはあると思うのですが、そういつた中で、いわゆる為替介入といったものがやられるときに、これはある意味では個人の財産権にタッチするような場面も考えられるわけですね、余計なことをしてくれたからドルが下がつてしまつたとか上がつてしまつたとか。そういうことは今後どういうことになるのでしょうか。全くそういうことには関係なしにやるということになるのでしょうか。

○榎原政府委員 当然のことながら、外貨預金を持つておられる方は、例えばドル預金を持つておれば、円安になればメリットがあるし、円高になればデメリットがあるということでございますけれども、為替が完全に自由化された世界ではそういうことは通常のこととして起るわけございまして、これは当然個人なり企業なりがそのリスクを負うということが前提になつておるわけでございまして、私ども、例えば介入ということをする際に、そういう個人なり企業の個別の利害得失を考えてやるということは考えられないわけでございます。

○三塚国務大臣 国際化という言葉があります。

これは世界の潮流を見て間違ひありません。

国際化は、時にその国の個性、個性の中核は文

化でありましたり、よき伝統ありましたり、ま

た勤労精神でありましたり、家族制度でありま

たり、そういうものがあるわけでございます。

それは個々の国家の努力、国民の努力によりまして

キープされいかなければなりません。そういう

意味で、国際化の中でその国の個性がなくなつて

いくということであつてはならぬわけでございま

すから、ただいま言わわれました金融国家としてと

私どもの介入の基本的な視点というのは、為替レートがファンダメンタルズと整合的なものであるか、そのファンダメンタルズから大きく乖離をしていないかどうか、大きく乖離する場合には経済の持続的な成長というものを維持するために介

入が必要になることもあるということが今までの

基本方針ですし、外為法を自由化した後もその基

本方針を変えることはないというふうに思つてお

ります。

○今村委員 それでは、時間でございますので、最後に大蔵大臣に、ちょっと決意といいますか、お考へを伺いたいのです。

今後、こういった国際化という中で、ただいまいろいろ申しましたが、資本の海外逃避とかそぞ

いふたものが起きるかもしれない、起きないか

もしれない。しかし、そういう意味で、かなり

国際化、流動化していく、この流れはとめられな

いということだと思います。

そういう中で、世の中には、これから先は日本

はもう金融国家で生きていった方がいい、金融国

家、金貸し国家と言つてもいいのかもしれません

が、それでやつた方がいいという方もあるれば、い

や、そういうじやない、やはり日本は物づくり国家で

生きていくべきだ、だから、そのため国内の資

本を蓄積して充実してやっていくべきだ、そういう

意見があるかと思ひますが、大臣はその辺はどう

ういうふうにお考へなのか、最後にお伺いして終

わりたいと思います。

○鶴賀委員長 次に、田中和徳君。

○田中(和)委員 ただいまの今村委員に引き続

ぎ、今般の外為法の改正について、順次お尋ねを

してまいりますので、明快な答弁をお願いをいた

します。よろしくお願ひいたします。

近年、経済のグローバル化には目覚ましいもの

があります。あらゆる分野において、諸外国との

関連を抜きにしては正しい進路決定が不可能にな

ります。今回の外為法の改正も、そうした

要なものと私も認識をいたしております。

まず、今回の抜本的な外為法の改正が日本経済

に及ぼす影響について、どのように評価しておら

れるか、三塚大蔵大臣にお伺いをしたいと思いま

す。

あわせて、東京外為市場で、昨日、日本円は米

ドルに対してとうとう百二十五円ちょうどまで下

がつてしましました。相場の動向は世の習いでございましたけれども、財政悪化と厳しい経済情勢の

もとで、日本売りとまで言われる昨今の円安は大

変懸念される一面であります。その点について

の感想も大臣にお伺いをしておきたいと存じます。

○三塚国務大臣 今回の外為法改正は、金融システム改革、いわゆる日本版ビッグバンへのスタート、こうしたことになるわけでございます。

うマクロ経済の根幹にかかる問題については協

調体制が今日の常識になつておるわけですから、必要なことだなと思います。

特に、物づくりという今御指摘がありました。

勤労のもたらす物をつくることの努力、また勤勉さといふものがよき伝統と文化をキープしながら、国際化の激しい流れの中でも日本人らしく、

日本というのが世界から信頼をされ、頼りにされるよう、またモデルにされるようなことがござる

いませんければ、満ち足りて何ぞいざくに求めん

やというようなことで、日本人の顔をいたしまし

た外国人、これは、先輩、御先祖のつくり上げて

まいりました國づくりの基本的な原点にももとる

わけでありますから、よき伝統と文化は守り抜く

という中で、大胆かつ率直に国際化の中で生きて

いくということではないでしょうか。

○今村委員 どうもありがとうございました。

○鶴賀委員長 次に、田中和徳君。

○田中(和)委員 ただいまの今村委員に引き続

ぎ、今般の外為法の改正について、順次お尋ねを

してまいりますので、明快な答弁をお願いをいた

します。よろしくお願ひいたします。

近年、経済のグローバル化には目覚ましいもの

があります。あらゆる分野において、諸外国との

関連を抜きにしては正しい進路決定が不可能にな

ります。今回の外為法の改正も、そうした

要なものと私も認識をいたしております。

ます。

レートの問題でございますが、これは、ファンダメンタルズを反映して決定していくという過程であるわけでございますが、我が国経済にとりましても、まさに為替の安定が重要な基本政策であります。行き過ぎた円安は行き過ぎた円高と同様好ましくないということは大蔵省為替政策の基本的なベースといったところであり、今後の為替動向については、十分注意を払いながら、かつ行き過ぎた動きに対しましては適切に対処をしていくことは当然であります。

今日は、先ほど答弁がありましたとおり、いろいろな要素の中であるわけでございますから、十分注視をしてまいりたいということで御理解ください。

○田中(和)委員 大臣より、今回の新しい法改正の、さらに夢の広がる事業についても言及があつたところでございます。また、為替の安定した扱いについても責任ある御答弁がありまして、ぜひひとつ御努力をいただきたいと思っております。

東京市場は、かつて十年ほど前は、ロンドン、ニューヨークと肩を並べる国際金融センターとして確固たる地位を築いておりました。しかしながら、その後、これら二大市場に水をあけられるのみならず、アジアの新興市場であるシンガポールなどからも急速に追い上げられております現実がござります。

東京市場の抜本的で速やかな改革が不可欠であります。その目指す方向は、ローカルなマーケットではなく、ニューヨークやロンドン並みの国際市場を目指すわけでございまして、再び東京市場が国際金融センターとしての機能を果たしていくためには、世界に共通するグローバルスタンダードに沿った制度の整備は急務であろうと思ひます。

特に、世界の主要市場と日本の市場を比較した場合、税金の水準の高さや煩雑な手続、單一民族国家のもとでの日本語という言語の特殊性など、我が國固有のさまざまな問題があることが指摘されでおります。

私も、実は川崎市の選出の立場でございましたので、川崎市も大変多くの輸出入にかかるわざでおられる方々がおいでございまして、外國の方々もたくさんお見えになります。おおむねそういう意見が出てくるわけでございます。今回の外為法の改正だけでは、こうした日本独特の障害を解消できず、東京市場の再活性化は実現できないのではないかと心配される向きもございますけれども、その点について大蔵省はどうに考えておられるのか、お答えをいただきたいと存じます。

○山口政府委員 御指摘のように、東京市場をニューヨーク、ロンドンと並ぶ国際金融市場とすることを目指すということをやらせていたら、これが、御指摘のような固有のいろいろな問題があることも十分承知しております。

さはさりながら、私どもの考え方としまして

も、また国民全体の意識としましても、これだけの東京のマーケットというものをこのままいいひとつ御努力をいただきたいと思っております。

東京市場は、いつもの乗り越えていく必要があるのかという意識があるうかと思います。したがって、そういうものを乗り越えていく必要がある幸いにして、国民の皆様方の貯蓄、勤勉な労働意欲等の非常な、ある意味の財産もあるわけでございます。ただ、残念なことに、いろいろ金融技術等においてややおくれをとっている。あるいは、先生御指摘のようなく、そういうものを発揮する金融的なインフラ、そういうものもまだだ整備すべきである。

したがって、そういう環境を私どもができるだけ早く整えていくことによって民間の創意工夫が生じ、それでもって日本のマーケットというものが大きくなり、マーケットが大きくなれば産業も立派になり、日本にとって非常に立派な、世界に誇るべき東京市場ができるというふうに考えておりまして、そういう方向で進めてまいりたいと思っておるわけでございます。

○田中(和)委員 日本でのビジネスはコストがかかる、こういうような意見が多いわけでございまる。こういうことを取り除かなければ東京市場の

アップが困難ないということだろうと思ひます。もちろん外為法も含めて幾つもの要素があるうと思ひますし、一朝一夕にはいかないと思いますが、しかし急がなければならない。ぜひひとつ御努力を願いたいと思います。

今回の外為法の改正は、二〇〇一年を目指して進められるいわゆる東京ビッグバンと言われる一連の金融システム改革のフロンティアであり、日本経済の将来を占う意味で非常に重要なものであると思つておりますし、何としても成功裏に終わらせる必要があることは論をまたないところであります。しかし一方、外國為替業務の自由化による競争の激化を招き、経営難に陥る金融機関が出てくる可能性も否めません。せつかくの改革も、金融が破綻するようでは出ばなをくじかれてしまうでございます。

したがって、金融業界の実情を把握し、適切に外為法の改正に諸施策を盛り込む必要があると思ひます。金融業界からも、今般の法改正に当たつて、当然幾つかの要望があつたかと存じます。今日の我が国外為業界の実情と業界からの要望の内容、それを受けてどのような点が今回の改正に盛り込まれているのか、お答えを願いたい存じます。

○榎原政府委員 お答えいたしました。

今般の外為法改正に当たりましては、金融界のみならず、産業界あるいは消費者等から広く意見を聴取して対処したところでございます。

特に金融界からは、ちょっと技術的にありますけれども、持ち高規制の廃止、これは為替の持ち高でございます。今、この持ち高規制というのを高く整えておりますけれども、これを廃止するといふこと、それから完全自由化をいたしますけれども事後報告というのはとらせていただくわけでも、その報告の負担の軽減ということ、それから例えば送金をしたとき本人かどうかということを確認する義務が金融機関に負わされておるわけでございますけれども、この確認義務の負担の軽減

等、種々の要望が寄せられておりましたけれども、私どもとしては、これらの要望はすべて今回の大蔵委員会議録の中で措置が講じられているというの外為法改正の中で措置が講じられているというふうに思つております。

また、為銀制度、いわゆる外國為替公認銀行制度を廃止するという大変抜本的な改正案をお願いしているわけでございますけれども、外為業務が自由化され、金融システム改革が動き出したといふことについては、金融界もこれを前向きに受けとめて積極的に対応していくことと考えているとうふうに理解しております。

○田中(和)委員 産業界の要望にもぜひひとつ耳を傾けて、効果が上がるような御努力を願いたいと思つております。

今回の外為法の改正案は、国民の関心も高いと存じますし、実際に新聞や雑誌にもさまざま角度から取り上げられております。その中の一つを紹介をいたします。

これは日本経済新聞でござりますけれども、「外國為替管理制度から『管理』の二文字が消え、ほぼ全面自由化される方向が決まりました。外國為替銀行は廃止され、個人も企業もお互いに原則自由に外貨の取引ができるようになる。その結果、金融システム全体の自由化、改革を急がないと日本の金融改革が進む可能性もあり、為替自由化が金融改革の先導役になりそうだ。」といふように、金融システム改革との関連を強調して書かれているものが多いという印象を私は受けております。

外為法の改正は、単に金融改革全体の第一歩にしかすぎないかのような論調が主なようあります。先ほど大臣から御答弁もありましたように、外為法改正は金融システム改革のフロンティナー、このようなお話をありますし、私もまたそう思つております。しかし、外為法の改正自体にもメリットがあるのもまた事実であります。したがつて、外為法改正の独自の効果を的確に分析し、国民にわかりやすく説明していくことが当面の極めて重要な課題だと考えます。今回の外為法

の改正のみに限つて考へると、期待されるメリットにはどのようなものがあるのか、わかりやすくひとつ御説明をお願いしておきたいと思います。

○榎原政府委員 お答えいたします。

今回の外為法の改正の直接のメリットというものは、個人や企業が自由にいわゆる国境を超えた取引をできるということでございまして、例えば個人が海外に預金を持つようになる、あるいは海外の証券会社と直接取引をして海外の金融資産を取得することができるようになるということをございますし、また、外貨についての規制が完全に自由になりますので、さまざまな商品なりサービスなりが新たに提供される、これは日本でいうことでござりますけれども、日本で提供されるということがあるわけございます。

よく言われるのは、例えば海外に預金口座をつくつて、それを利用して海外からの通信販売の代金の支払いをすることができるというようなことですとか、例えば海外旅行をした後に外貨が余った、今まで余ったときはすべて銀行を通じて取引をしなければいけないということでございましてけれども、これを個人間あるいは企業間で取引することができます。あるいは、企業が輸出で得たドルをそのまま企業間で取引することができるということです。企業あるいは個人間で相当節約になるといふことが可能になります。

また、金融機関が外貨を含んだ多様な商品を消費者に提供するということが考えられますので、消費者にとってはかなり手数料の節約になるといふこと、及び多様な商品、多様な選択が可能になるといふことなど、さまざまなメリットがあるといふふうに考えております。

○田中(和)委員 世界の為替市場は二十四時間、三百六十五日眠ることなく動き続けており、毎日刻々と為替の価格が発表されております。すなわち為替の動きを正確に理解することなくしてビジネスマンとして成功することはあり得ないと思うのであります。

しかし今日、産業界のみならず一般の国民にとって、正規な知識の有無はともかくとして、今お話をありましたように、海外旅行に出かけるときなど外国為替にかかわりを持つ機会が大変ふえてまいりました。今回の外為法の改正によって海外に自由に預金口座が持てるようになつたり、もつと身近な例で言えば、例えばドルショップが開設され日本国内でもドルを使って買いた事ができるようになるなど、より一層国民生活と外為とののかわりが濃密になつていくことが予想されるのでござります。したがつて、外国為替に関する国民の正確な理解があつてこそ初めて新しい制度の円滑な定着と国民の利益の実現が確保される、このよう思つております。

今回の外為法の改正は、対外取引のコスト削減という意味で産業界あるいは日本経済全体にとって望ましい改正であることはよくわかります。しかし、一般国民、まあ庶民が実感できるメリットとしてはどんなものがあるのか、もつと踏み込んでお答えがいただければと思いますし、特に国民の生活にとつての具体的なメリットをお答えいただければと思います。

また、外為法の改正というのは、個人投資家をも対象とした外貨建ての金融商品の開発、販売も可能となります。こうして投資方法の多様化が進み、資産形成の選択肢が拡大することは消費者にとってはもちろんメリットがあるわけでありますけれども、しかし同時に、自己責任のもとに消費者が負うリスクが増大することも確かであります。

消費者にとってはかなり手数料の節約になるといふこと、及び多様な商品、多様な選択が可能になるといふことなど、さまざまなメリットがあるといふふうに思つております。

以上でございます。

○榎原政府委員 先生御指摘のように、さまざま

あらうということです。ですから、消費者も外貨取引に直接エクスポートされるというようなことになるわけでございます。

先ほども幾つか具体的な例を申し上げましたけれども、例えば恐らくスーパー・マーケットとかコンビニエンスストアでドルなりポンドに円を交換することができるようになるというようなこと、あるいは、例えばドル建てで商品を売ることができるようになるわけでございますから、ドル建てで商品を売つてドルあるいは外貨で商品を買うというようなわゆるドルショップ、そういうようなものができる可能性もある。特に、外国製品についてはそういうようなものができる可能性がかなり高いというふうに思つております。

当然のことながら、そういう外貨取引があれば外貨に関するリスクというのも周知徹底しなければいけないわけでございまして、例えば変動相場制に移行した後、大体一年で平均の為替の変化というのは一ドルに関して二十円から二十五円動いておるわけでござります。ですから、外貨というのはかなりリスクの高いものだということをやはり周知徹底させなければならないといふ点もあるかと思います。

ただ、テレビのニュース等で必ず為替レートというのを報告しているようでござります。こういう国は恐らく日本だけだといふふうに言われておりますから、今でもかなりそういう面では周知徹底しているという部分はあるかと思ひますけれども、私どもとしても、外為法を自由化した後ではそういうリスクもあるのだということ、いろいろ選択肢はふえる、いろいろな商品が出てくる、しかしそういう商品についてはいろいろなリスクがあるのだということを周知徹底させるといふことがあつたかつたのでござりますが

……。今回の外為法の改正は非常に重要な改正であり、国民にやはり積極的にPRをしていかなければならぬ、このように思つております。来年の四月一日の施行までに既に残り一年を切つておりますから、今後どのように、またどのような機関を通じて国民へPRや情報提供を行つていくのか

これが大変重要な点だと思いますので、その点もひとつ最後にお聞きをしておきたいと思いますし、さらに、施行後は行政レベルで消費者相談窓口を設けたりQアンドAを作成したり、国民の理解を深め、かつ疑問に對して的確にして速やかに答えるための施策が必要であろうと私は思つております。どう対応されるのか、その点、最後でござりますので、ひとつ御答弁をお願いしたいと思います。

○榎原政府委員 お答えいたします。

先生御指摘のとおり、自由化というものは一方でリスクを伴うものでございまして、そういう点について国民に広く周知徹底させるということが大変大事なことだと思つております。

大蔵省としても、例えばQアンドAをつくるとか積極的なPRの冊子をつくるとか、そういうことで情報提供に努めてまいりたいと思つております。

まだ一年あるわけですから、もし通していただければ、その話でござりますけれども、その間に十分周知徹底に努めるよう努力してまいりたいというふうに思つております。

○田中(和)委員 時間が参りましたので終わらせ

けれども、やはり私は、地方自治体だとかそれこそ各金融機関などにも御協力いただき、ひとつ国民にわかりやすい、すばらしい制度改革に仕上げていただきたいと思つております。ありがとうございました。

○額賀委員長 次に、吉川貴盛君。

○吉川委員 今村議員、そして田中議員に続きま

して、自民党の三番バッターとして質問をさせていただきたいと思います。

実は私は、大学で経済学を学びながら、大学の経済学というのはこれだけ役に立たないかということがあります。

この外為法、あるいはこれから行おうとしておりまます日本版のビッグバンにつきましてもほとんど知識がございませんで、三塚大臣や大蔵省の幹部の皆さんやあるいは額賀委員長や委員の皆様に失笑を買う場面があるかもしれません、「一生懸命質問をさせていただきたいと思いますので、お聞き苦しい点等、お許しをいただきたいと存じております。

最初に、私はこのビッグバンというそもそも語源は何なんだろうかという疑問を大きく持ちました。実は、これは笑い話でないのであります大臣に聞いていただきたいのですが、私は、先週自身の国政報告会で、日本の国は今總理が掲げている六つの改革を、構造改革を進めなければ他国におくれをとるのだというような話をいたしました。その中で、この日本版ビッグバンという話を出しましたら、その後に、私の話が終わつた後に、あるおじいちゃんから、ビッグバンというパンはうまいのかうまくないのかというような質問が飛んできました。その後に、テレビで国会中継を見ていると三塚大臣も日本版ビッグバン、ビッグバン、こう言つてはいるが、果たしてそれはうまいのかうまくないのか。それはおじいちゃん、うまいとかまずいとかという話ではないのですよ、どつちかといううまいでしょうと私は顔を赤らめて答えたわけでありますけれども、その折に感じたことは、言葉というのはわかりやすくなればいいかななど強く感じました。

今、国を挙げて改革を進めているわけでありますが、言葉の改革というのも私は進めなければいけないかななど強く感じます。

そこで、まず大蔵省が先頭に立つて、一つは、その言葉の改革というのをお進みになられたらいがかななどいう御提言を申し上げたいと思うのです。さらに、日本版ビッグバンといいましょうか。

このビッグバンをわかりやすく国民の皆さんに御説明をいただければ大変ありがたいと思いますが、ぜひよろしくお願いいたします。

○三塚國務大臣 吉川議員の御提言、そのとおりでありまして、自分がわかつていても国民各位がわからなければ民主主義は前進をいたしません。

まさに結論はそういうことなんだと思うのです。

そもそもビッグバンというのは天文学の領域でございまして、宇宙創成、アダムとイブの話もありますが、宇宙が大爆発を起こしまして、今日の天体、特に人が住む唯一の衛星である地球、こういうものが出てて、我々は今この地上で生活をしているわけでございます。

英國は、不況の中、金融大改革を断行いたしましたのがサッチャー政権、一九八六年十月でございました。大改革が行われ、御案内のとおり、英

国育ちの証券会社はスイスやアメリカ合衆国の資本家によつて、經營者によつて代がわりをいたしました。しかし、あえてそれを許しながらこの改革を断行し、今日のイギリスがある。こういうことで、サッチャー政権の決意、決意、実行に深い敬意をあらわすという意味で、ロンドン・ビッグバン、ある意味でサッチャー・ビッグバンなんでしょうね。

か、そういうことであつたと聞き及んでおりま

す。

まさに開国に倣する今日の経済グローバル化の時代であります。そういう中で、経済の血液が金融と言われております。証券と言わせておりま

す、マーケットと言わせております。そういう中で、グローバルスタンダードの起点に立つて自由にボーダーレスの世界の中で行き来する、こういう市場を目指す。ロンドン市場またしかり、フラン

クフルト市場またしかり、御説のようにシンガポールであつたり香港でありました、きわめつけはウォール街ニューヨーク市場、こういうことになるわけでありまして、東京市場はその中にいて大きな役割を果たしてまいりましたが、今日、バブル、そしてバブル崩壊、こういうことの

中で住専問題が起き、金融界が深刻な悩みにぶつかる。辛うじてこれを切り抜けまして、不良債権の解消のために全力を尽くしておるわけでござりますが、経済の血液である金融市場を生まれ変わらること極めて重大、こういうことで、ロンドン・ビッグバンの例に倣い、思い切った開国と改革と自由化を達成していこうということでスター

トを切らせていただいたところでございます。

重ねてわかりよくということでありますから、今後とも事務方を激励申し上げ、また内閣におきまして、この問題点をもう少し、大変重要なことでありますから、そういう点でPR、理解を深めるべく、言葉のビッグバンもこの際御提唱ありましたが、大変ポイントをついた御提言でありますので、受けとめさせていただき、取り組んでまいります。

○吉川委員 大臣から大変真摯な御答弁をちょうだいいたしました。

続いて、初步的な質問をまたさせていただきたいと思いますが、この金融システム改革が完成しないと思いますが、この金融システム改革が完成しますが、この金融システム改革が完成したことになりますから、そういう点でPR、理解を深めるべく、言葉のビッグバンもこの際御提唱ありましたが、大変ポイントをついた御提言でありますので、受けとめさせていただき、取り組んでまいります。

○柳原政府委員 この金融システム改革が完成したことになりますから、そういう点でPR、理解を深めるべく、言葉のビッグバンもこの際御提唱ありましたが、大変ポイントをついた御提言でありますので、受けとめさせていただき、取り組んでまいります。

○吉川委員 大臣から大変真摯な御答弁をちょうだいいたしました。

続いて、初步的な質問をまたさせていただきました。

いとりますが、この金融システムの改革によりまして、国民の皆さんが一番感じているのは、自分たちにどのようなメリットがあるかだと思うのですね。具体的に、かつ、わかりやすくお答えをいただければと思います。

○柳原政府委員 この金融システム改革のメリットといいますのは、例えば欧米の例からいいますと、一つは市場が活性化される。例えばロンドン、ニューヨーク、非常に市場が活性化され、その結果所得があふえるということ、あるいは雇用があふえるということ。東京における雇用があふえる、あるいは所得があふえる、これが一つの大きな間接的

なメリットであるというふうに思つております。

それからもう一つは、先ほどから申し上げましたように、個々の消費者なり投資家に関しては多

い商品、いろいろな販売ルート、そういうものが出てきて、国民にとって使い勝手のいい金融

システムになるという、その二つのメリットがあ

るというふうに考えております。

○吉川委員 続いて質問させていただきたいと思

いますが、金融システムの改革が完了した後、か

なり仮定的な質問になるのかもしれません、金融

市場がどのようになつていくのかということだ

と思うのですね。ニューヨークやロンドンに負け

ない魅力というのはどんなものが考えられていくのか。さらに、總理が、東京市場の魅力、これをつくるんだ、こう言われているわけでありますけ

れども、この点に関しましてお伺いをさせていた

だきたいと思います。

○柳原政府委員 この金融システム改革が完成しまして、どういう市場になるかという御質問でござりますけれども、予測ということでございます

いとりますが、この金融システム改革が完成しまして、先ほども外為法改正というのではなく全金

融開国だというふうに申し上げましたけれども、

日本マーケットと並ぶ国際市場になる、完全にグローバルなマーケットになるということでございまして、先ほども外為法改正というのではなく全金

融開国だといつたけれども、やはり東京市場がロンドン、ニューヨークと並ぶ国際市場になる、完全にグ

ローバルなマーケットになるということでございまして、先ほども外為法改正といつたけれども、

日本マーケットあるいは日本の金融機関、あるいは日本の投資家、そういうものの国際化が最終的に完成されるということではないかと思います

ます。

ただ、まだ日本は千二百兆からの貯蓄を持つて

いるわけでござりますから、その千二百兆の強み

を十分生かし、あるいはそのパックにある日本の

産業の強み、そういうものを生かした非常に活力

のある国際的な金融システム、あるいは金融機

関、あるいは投資活動、そういうものが行われる

ようになるのではないかといつたうに期待してお

○吉川委員 今、国金局長からなる御説明いただきであります。一つ私は懸念があるのであります。それは、今後このビッグバンが進められていくと、金融機関の中には淘汰されるものが出てくるのかもしれません、そういう懸念でござります。

先日、私もあるチャンネルをひねりましたが、エグレビでもこれをやつていたのであります。エグザクティブサーチャーというのでしょうか、ヘッドハンティング。言つてみれば、わかりやすく言うとこれはスカウトマンというのでしょうか。よく言えば人材養成スクウトマンみたいな、そういう存在があつたことを初めて私知りました。これは悪く言えば日本の優秀な金融にたけていた。これがもう行われているわけでありまして、こうなりますと、結果を見ますと、その優秀な人材が引き抜かれるということは組織に断層ができてしまう。

これは悪く言えば日本の優秀な金融にたけていた。これがもう行われているわけでありまして、こうなりますと、結果を見ますと、その優秀な人材が引き抜かれるということは組織に断層ができてしまう。これは逆に日本企業といいますか、日本銀行もヘッドハンティングするぐらいの戦略を持たないとこの国際競争力の時代に生きていけないといふうに個人的に実は感じておるのであります。さことに残っていいく銀行為いくと、そのためのピックアップの完成をした中で、日本の銀行で国際競争に十分耐えられるだけの体力はありますでしょうか、今現在です。さらに、残っていく銀行というのは何行ぐらいいあると思われますか。

○山口政府委員 大変難しい御質問で、私もそれ

大幅に劣つてゐるとは思ひませんけれども、やはり世界はもつともっと先を行つてゐるという感じもいたします。そうなつてみると、幾らこちらに資本があり、幾らこちらに千二百兆の金融資産がありますから、何とか貯蓄率を上げたい、こういうことなの

だと思うのです。世界の預貯金の中で三〇%を超えると言われる驚異的な額であります。APEC蔵相会議の中でも、各蔵相口々に言いましたのは、何とか貯蓄率を上げたい、こういうことなのですね。バイの会談でも、これだけの預貯金が集中するということ、日本といふ國は大変な國だ、何かコツがありますか、こう聞かれました。これに対して私は、日本人の持つ勤勉性、日本人の持つ物を大事にするということ、もちろん不時の支出の不安に対する備え、こういうものもあります、こういう一般論で答えてまいつたわけでございまが、ただ一つだけ、そのビッグバンの考え方であります。できるだけ多くの本邦の銀行がそういった活動ができるということを私どもは望みたいと思いますが、たまたま一つだけ、そのビッグバンの考え方であります。これは国力の根源源であります。よつて、これを有利に展開をせしめるのは政治の役目であります。

預貯金者に対する有利な展開、それと日本の企業における自由な、そして適時適切に資金が調達できるという場を設けるという意味で、場が必要である。もちろん、これだけ世界経済の恩恵の中で、努力はありましたが、日本がここまで来たわけでありますから、世界に向けて、日本の金融市场マーケットは極めてすばらしい、資金を調達するなら東京マーケット、大阪マーケット、こういうことになれば我が國の将来展望といふのは極めて明るいものになるし、国際間の信認も厚くなるであろう。国民の預金を大事に扱わせていただく、同時に、世界経済の中でも特にアジアの中の日本でございますから、三極の一としてアジアのマーケットの権威をつくり上げる、こういうことがあります。

○山口政府委員 北海道拓殖銀行と北海道銀行との合併につきましては、今般、両行から、来年の四月を目途に合併する方向で今後具体的検討を進めていく旨の報告を受けたところでございます。両行からの報告によりますと、新しい銀行は、仮称でございますが新北海道銀行とするということでございますし、合併比率は一対一を基本として詳細は今後決定。新銀行の本店を現在の北拓商店の所在地に置くというような内容の御報告を受けておるところでございます。また、北海道拓殖銀行におきましては、これを機に海外からの営業拠点の撤退などの抜本的経営改善策を講じて、今後は地域により密着した経営への転換を図る方針であるとの御報告を受けております。

このような両行の御報告にありますような店舗の統廃合等の大膽なリストラ、顧客に対するサービスの向上や地域経済への貢献を図つていくとい

うことで、刻一刻変わる自由主義経済の中において、日本人のよりよき知恵を働かせながら協調をしていくことであろうと思います。

○吉川委員 大変お答えにくいことを質問をさせただきました。恐縮であります。私は、いよいよこのビッグバンによつて本来的な国際競争というものが始まると思うのです。その多種多様な商品を選ぶのは消費者でありますから、私は、日本の銀行にぜひ奮起を促したい、そういつた気持ちを持ちながら今實問させていただいたところであります。

次に、私は北海道なものでありますから、多少ローカル地区になりますが、お許しをいただきたいと思うであります。

このビッグバンの進行の中で、つい先日、北海道拓殖銀行と北海道銀行の合併が発表をされました。この問題について、大蔵省が今日までどのように把握をされているのか、さらにどんな評価をされて、今後どのような対応をされていくのか、その辺をお伺いさせていただきたいと思います。

○三塚国務大臣 大変難しい問題を局長に答えさせましたが、これを進めるに当たりまして、橋本首相ともよく打ち合わせをいたしました。

世界経済の中で代表する金融市场とということになりましたが、これを進めることでござります。そこで、私は北日本銀行と北海道銀行の合併が発表をされましたが、この問題について、大蔵省が今日までどのように把握をされているのか、さらにどんな評価をされて、今後どのような対応をされていくのか、その辺をお伺いさせていただきたいと思います。

○山口政府委員 北海道拓殖銀行と北海道銀行との合併につきましては、今般、両行から、来年の四月を目途に合併する方向で今後具体的検討を進めていく旨の報告を受けたところでございます。

両行からの報告によりますと、新しい銀行は、仮称でございますが新北海道銀行とするということでございますし、合併比率は一対一を基本として詳細は今後決定。新銀行の本店を現在の北拓商店の所在地に置くというような内容の御報告を受けておるところでございます。また、北海道拓殖銀行におきましては、これを機に海外からの営業拠点の撤退などの抜本的経営改善策を講じて、今後は地域により密着した経営への転換を図る方針であるとの御報告を受けております。

う姿勢につきましては、両行の経営者が、従来の自行の単なる延長でのみ自分の銀行の将来を展望していくということではなくて、みずから創意で今後どういうふうに切り開いていくのかという積極的な経営方針を考えられた結果だというふうに思うわけでございます。したがいまして、こうした両銀行の経営者の新たなそういうた取り組みを高く評価したいと思っておるところでござります。こうした将来を見越して、従来の延長だけではなくて、物事を考えていくという姿勢が広まつていけば、我が国の金融界全体の体制整備に大変資することだというふうに思っております。

〔委員長退席、柳本委員長代理着席〕

○吉川委員 この両行の合併によって、北海道内における預金シェアが非常に高くなるのです。これはもう事実なわけであります。そこで、先日の新聞報道で、この合併について独禁法の関係で不可能とは言えない印象を持つてゐる、そういう公取の糸田事務総長の発言があつたようありますけれども、私は、直ちにこの独禁法に抵触するとは思わないであります。その辺の公取委の見解をぜひお聞かせいただきたいと思います。時間がありませんので、簡単で結構です。

○鷹瀬説明員 独占禁止法では、一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる合併を禁止しております。公正取引委員会では、合併により一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなるかどうかについて、当事会社の市場における地位、市場における競争の状況などをからその合併の競争に及ぼす影響を総合的に判断することとしております。

御指摘の事案につきましては、今後、両当事行から具体的な御相談があれば、合併により一定の取引分野、とりわけ北海道内の預金、貸出しにおける競争を実質的に制限することとなるかどうかについて検討することとしたいと存じます。

○吉川委員 本当はもっと突っ込んで聞きたいのですけれども、もう時間がございませんので、最

後の質問にさせていただきたいと思います。

私は、構造改革、この六つの改革の中でも、三塚大臣が所管をいたしておりますこの金融システムの改革が一番進んでいるのだと思うのです。それは、ほかならぬ大臣を初めとする大蔵省の意気込みのあらわれではなかろうかと思います。

そこで、最後にお伺いいたしますが、このたびの外為法であります。これから日本にとつて、これはぜひなし遂げなければならぬものと私は考えておる一人なわけであります。しかし、一方では、この外為法改正は、金融の空洞化を助長して混乱を招くのではないかという批判も一部にあるや聞いております。私は、逆に空洞化を防ぐ第一歩がこのたびの改正であると考えます。が、大臣の御見解をお聞かせ願いたいのと、さらにつ、あわせて最後に御答弁をいただければと思ひます。

○榎原政府委員 空洞化の問題について先に簡単な御答弁させていただいた後、大臣からお願ひしたいと思います。先生御指摘のように、まさに外為法改正あるいはその後に続く金融ビッグバンというのは、東京マーケット、日本のマーケットの空洞化を防ぐため、空洞化を阻止するためにやる施策でございまして、必ずや東京マーケットが活性化され、ここで所得あるいは雇用が増していくものというふうに考えております。

○三塚国務大臣 国局長が言われたのが本旨であります。まさに待ったなしでありますと、このままの状態でありますと、東京市場、金融・証券で閉塞状態。金融手当ては、香港、シンガポール、台湾。アジアだけもそう言えます。上海が金融市場の開設を目指してただいま実験的なスタート、大勉強を重ねておるところでございま

す。そういう中で、東京市場がグローバルスタンダードなニューヨーク市場に伍するような評価にさらにバブル前の日本の東京市場の評価に戻るよう、さらに前進するように。ユーロを中心としたロンドン市場ということもあります。

そういう中で、空洞化ではなく、一千二百兆の個人預貯金が有利に展開をされ、そして預貯金者のプラスになっていく、なおかつ先ほど申し上げましたとおり、アジアのありとあらゆる民活に東京市場が活用されていく、世界経済の中でもそのように信認を得ていくようにしていくことになります。一方では、この外為法改正は、金融の空洞化を助長して思切った改革が絶対に必要であり、二〇〇一年に向けてありとあらゆるスケジュールを組みながら、今全力を尽して御審議をいただいておるところでございます。

○吉川委員 大きな期待を寄せさせていただきました。

○柳本委員長代理 次に、秋葉忠利君。

○秋葉委員 社会民主党的秋葉でございます。

外為法の関連につきまして少し勉強しようと思つたのですが、特措法の問題などという重要な問題も我が党は抱えておりまして、ですから、きょうの委員会では、専門家の大蔵省の皆さんに主にインテリジェントレインマンといいますか、インテリジェントと自分でつけてはいけないのですが、要するに、それなりの理解力や関心があるごく普通の、専門家ではない人間の立場から、何点かについて御質問をいたしたいと思います。

まず最初に、個人の立場で今回の改正でどうい

う影響を受けるのかといつたことを少し正確に理

解したいと思います。

外貨両替の自由化ということが今回の中に入つております。例えば、海外旅行でドルを使い残してきました、たまたまこれから外国に行く友達がいるので、それでは百ドルを一万円と交換しようといふようなことは何か日常的に行われているようなことだというふうに理解をしておりますけれども、現在の外為法ではこれは違反になるというこ

とでございます。これにちゃんと罰則までついているというので、今度初めてこのことを理解してちょっととびっくりしたのです。三年以下の懲役あるいは百万円以下の罰金、かなり重い罰則がついでいるということなんですが、そこでもう伺いたい

いのですけれども、これまでこういった個人の外

貨両替ということで外為法違反というのは、具体的にはどのくらいの数があつたのか。いろいろな統計のとり方があると思いますから、実数としてどのようなケースがあつたのか、これは大蔵の方で把握されているのかもれませんし、あるいは法務省の方かもれませんけれども、大体の統計的なところをお教えいただきたいと思います。

〔柳本委員長代理退席、委員長着席〕

○藤田説明員 法務省が作成しております検察統計年報によりまして、全国の検察庁における平成五年から平成七年までの三年間の外國為替及び外國貿易管理法違反事件の受理、処理状況について御説明を申し上げますと、平成五年には受理人員二十二名、起訴人員九名、平成六年には受理人員十一名、起訴人員九名、平成七年には受理人員十五名、起訴人員九名となっております。

○秋葉委員 余り人数が多くないので、統計のとり方を少し御説明いただけないとありがたいのですが、これが外為法が中心になつて検察に送られたといったケース、だから、それと一緒に例えれば軽犯罪の、主たる犯罪の構成要件が外為法である、あるいは貿易管理令違反であるというような形での統計ですね。例えば私の理解では、ほかのより重い犯罪、例えば詐欺罪というのがあつて、それに連して外為法違反を同時に犯しているような場合には、今引用された統計の中に入つていないといふことで理解してよろしいのでしょうか。

○藤田説明員 ただいま申し上げました数字の正確な、今委員御指摘のような御質問に関することにつきまして、私十分把握できおりません。したがいまして、より詳細なことにつきましてはこの場ではお答えできない、御理解いただきたいと

思います。

○秋葉委員 別のところからの私の理解ですと、大体そういう形で統計はとっているということですので、必ずしも今の数字が外為法違反全体の姿であるということにはならないと思いますけれども、しかし、件数として非常に少ないということは事実だと思います。

そうすると、今回の改正案、個人の立場から考

えてかなりの自由化なんだ、ビッグバンのフロントランナーだという大宣伝が行なわれていますけれども、その中で、それでは例えば個人にはどういう利益があるのでですかということで、一番最初に出てくる外貨両替の自由化ということを考えても、それほど、大きな宣伝ほど大した内容じゃないのかなという気もするのです。この点について、外貨両替の自由化というところの効果といいますか、いや、そのとおりフロントランナーとしての役割は十分にあるんだというところは、大体どういう根拠があるんでしょうか、お教えいただきたく思います。

○榊原政府委員 確かに、外為法のメリットといふことでマスコミ等が若干過大に評価している側面がないわけではありません。ただ、外貨の交換が自由になるということですと、税関とかホテル、銀行等に行かなくとも、例えば自動交換機みたいなものが香港にはたくさんあるようですが、それからコンビニエンスストアとか、そういうところで取りかえることができるようになりますし、それからメリットが期待されるようになるというようなメリットが期待されるわけでございます。

それからもう一つは、手数料でございますけれども、今は手数料についての規制はございませんけれども、外貨取引全体が自由になることによって当然手数料が若干低下するということがあります。

そういうメリットが考えられるのではないかというふうに思つております。

○秋葉委員 わかりました。

違反件数が少ないので、違反したいといふ意思がたくさんあるのに捕まえられなかつたと

いうことではなくて、法律は非常によく守られています。

いた、特に、企業レベルでそういう外貨両替というようないろいろな仕事をするというのは銀行とかあるいはホテルとかそういうところに限られて、きちんと法令が守られていたというふうに解釈すべきなんだということが今のお答えでわかりました。

もう一つ、実は疑問があるのです。これは一応問題提起として法務省あるいはどこか別のところ

で考えていただきたい問題なんですが、実は、例えれば私の理解しているところでは、外為法違反と同時に発見され、そして立件されることが多いと

いうふうに理解をいたしております。具体的には、先ほど引用していただいた統計の中にはこういった件数は入ってきていないわけですから、も、例えば麻薬やけん銃の密輸、それから外為法の違反というような両方の犯罪が同時に行われた場合には、麻薬あるいはけん銃の方で懲役何年といふ刑が下されて、それに加えて外為法違反があつた場合にはその刑期にさらに加えて懲役三年以下という気になるわけですね。吸収されないでこれは両方とも、その上に附加されるという形になつているのかどうか、伺いたいと思います。

○藤田説明員 私ども、今委員御指摘のような具體的な事案があるかどうかということを正確に把握いたしておりますけれども、なるほどそのよ

うなケースはあり得るだろうというふうに考えます。

その場合、例えば覚せい剤の密輸入事犯でござりますと、覚せい剤取締法違反、密輸入罪というものが成立いたしますけれども、他方で、その場

で外為法違反の事実が発覚をするというふうに思つたときには、その確実性によって罰則が適用されるので、それが問題になります。

○秋葉委員 わかりました。

違反件数が少ないので、違反したいといふ意思がたくさんあるのに捕まえられなかつたと

○秋葉委員 ということですので、今回この外貨両替の自由化ということが行われると、例えば密輸という罪に加えて外為法の罪がほとんどの場合には加わるというふうに私は理解しているのですけれども、密輸犯が捕まえられても外貨の方では今度は罪が加重されない。だから、実質的には密輸等の犯罪において刑罰が軽減されたという効果も同時に考えなくてはいけない。そういう影響があるのではないかと思います。

この点については、これは当然何らかの行動をとればそれにプラスの面もマイナスの面もあつて、だからけしからぬという話ではなくて、仮にそういうことであれば、密輸事件等についての刑罰のあり方について見直しをする必要があるのかかもしれない。とりあえすそういう問題提起をさせていただきたいと思います。しかるべきところで、またこれはもう少し具体的なデータをそろえた上で再度提案したいと思いますけれども、これは法務省においても御検討いただければ大変あります。

お願いをしておいて、次に、もう一つ同じような、今度はもうちょっとグローバルなスケールなのですけれども、これまで、例えば南アフリカの人種差別の問題について、あるいは湾岸戦争の際等、経済制裁が行われてまいりました。経済制裁が効果的に行われるためには、例えば今までのようないふうな方式ですと、政府の考え方によつて割に経済制裁は実効あらしめることができるというふうに思つたけれども、自由化が原則になつた場合に、どのように効果的に経済制裁を行うのか、そのあたりがちょっと心配なのですが、そのメカニズムはどうなつてゐるのか、大体概略を御説明いただきたいと思います。

○秋葉委員 わかりました。

その際に、事後報告義務というのがあるわけですが、それにも違反した場合の罰則は余り重くない。以前の個人の外貨両替、これに違反をした場合の三年以下の懲役、百万円以下の罰金と比べてかなり軽いような気がするのですけれども、そこはいかがお考えでしようか。

○秋葉委員 外為法改正案において、現行規定と同様、報告義務違反については六ヶ月以下の懲役または二十万以下の罰金に処することとされています。

經濟制裁については、今回完全な自由化をするわけでございますけれども、例えば海外送金等について許可制度を制裁のときには復活するといふことを今までの新外為法でもうたつておるわけでございます。

○秋葉委員 お答えいたしました。

経済制裁については、今回完全な自由化をするわけでございますけれども、例えれば海外送金等について許可制度を制裁のときには復活するといふことを今までの新外為法でもうたつておるわけでございます。

の国に対して経済制裁を行なう場合には、例えば送金ということであれば、当然これは銀行を通じて送金が行われるわけでございますから、銀行等に

対して、特定国に対する送金は許可制にするということでおこります。これは現在と同じメカニズムでございますけれども、そのメカニズムを維持するといふことでございます。

その他にも直接送金等も可能になるわけですがれども、そういうところににおいても、事後報告制によって把握をした上で、例えば経済制裁をす

る際にはそういうところにも許可を得るように指導するといいますか、銀行以外のところについてもそういうときもとした把握がなされるといふ前提で、緊急時には許可制に移動するという理

解でよろしいのでしょうか。

○榊原政府委員 今回、許可制、事前届け出制を

平時においては原則廃止するわけでございますけれども、当然のことながら事後報告といふのはや

つていただきたいということになります。ですから、

ある一定額以上の送金については銀行等を通じて

平時から報告をいただくということでございます

て、そういう事後報告制度をベースにして有事に

は許可制といふところに持つていくということでございます。

○秋葉委員 わかりました。

その際に、事後報告義務というのがあるわけですが、それにも違反した場合の罰則は余り重くない。

以前の個人の外貨両替、これに違反をした場合の三年以下の懲役、百万円以下の罰金と比べてかなり軽いような気がするのですけれども、

そこはいかがお考えでしようか。

○秋葉委員 外為法改正案において、現行規

定と同様、報告義務違反については六ヶ月以下の懲役または二十万以下の罰金に処することとされ

ております。

第一類第五号 大蔵委員会議録第十号 平成九年四月八日

だ、報告義務違反で実役刑を実際に組むということは、これはかなり重い刑罰でございますから、実際問題として、これを執行すればかなり有効な規定になるのではないかかというふうに思つております。

○秋葉委員 わかりました。

そのところはちょっと懸念がありますけれども、具体的に状況を見た上での判断がまた必要になるかも知れないと思いますが、次のトピックに移りたいと思います。

先ほど来お話を出ておりますけれども、やはりこの自由化によって日本国内の空洞化状況がつくられるといいますか、進行すると言つたらいいのかもしれませんけれども、特に個人の金融資産の、一千二百兆円というふうに言われていますけれども、そのかなりが海外に移動する可能性があるのでないか、そんなことを懸念いたしております。

一つには、いろいろと制限があるのだと。例えば外貨保有高によって天井が決められるし、それから、証券を買うとしても外国の証券会社が現在日本国内でいろいろと活動することは制限されている、いろいろな条件がかかると思うのですが、も、原則的に自由化された際に、お金の流れを決定的に決めるのはやはり金利の差だと思います、あるいは配当の違いだというふうに思います。その点で、現在日本国内の超低金利、ゼロに限りなく近いというようなことも言っているわけですけれども、それが非常に大きくなりてくると思います。

あるいは、円を基軸通貨としてこれから位置づけていくことができる、あるいは、仮に一年、二年という単位では激変はないにしろ、十年単位で見ると、結果として十年たつてみたらやはり大量の移動が起こっていたというようなことも考えら

れるわけです。

こういった、特に個人の金融資産の動きについての懸念がさまざまレベルで提起されているわけですから、その点についてはどういうふうにお考へになつておるのでしょうか。

ついで、お願いします。

○神原政府委員 今回の改正によって個人のお金が大量に流出するのではないかという御懸念でござりますけれども、これは、今でも実は資本の流出あるいは流入についての規制は、相対的にいうとそれほど厳しいものではございません。例えば個人が生命保険を買つてあるいは年金の支払いをしている、そういう年金基金あるいは生命保険会社の海外投資は全く自由なわけでございます。

それで、生保あるいは年金基金というのは、例えば日米の金利差、あるいは日米の経常収支あるいは為替の動向、そういうものを見ながら海外投資を決めておるわけでございますので、外為法改正是して個人の預金についての規制は完全に自由になって個人の預金についての規制は完全に自己によるので、外為法改正によって直ちにどうやって個人が得ているというような側面もござります。やはり外貨預金なり外債投資がどうなるかということは為替の動向、あるいは日米、日欧のファンダメンタルズの動向といふものに大きく左右されますので、外為法改正によって直ちにどうなるということではないというふうに考えております。

○秋葉委員 言わざるがなかもしれないのですが、制の緩和が直ちに大きく資本の動きを変えるということになるというふうには思つております。

それからもう一つ、海外との金利差といふことでございますけれども、これはもう既述に説法でございますけれども、これはもう既述に説法でございますけれども、一方はドル金利でございますし、一方は円金利でございます。ですから、例えば今ドル建て預金をいたしますれば5%前後の金利が返つてくるわけでございますけれども、きょう現在で百二十五円という為替でござりますけれども、これがもし百十九円とか百二十円になれば金利が全部飛んでしまうということでございまして、大変な為替リスクというのが一方であるわ

けでございます。この為替リスクをやはり専門的に評価できるということでないと、外貨預金なり外債投資というのはリスクのなかなか大きいものでございます。

ですから、そういうことを十分熟知した専門的な投資家が海外に投資するということとは今までやつてきたわけでございます。今後も、個人に関

して自由になつても、当然個人の方は専門家に相談して、一体為替リスクはどうなのだ、アメリカ経済の動向はどうなのだ、ヨーロッパの通貨統合はどうなるのだ、そういうことを十分アドバイスを受けながら投資をするということになるかと思

いますので、直ちに個人の資産が大きく外に出ていつてしまうということにはならないというふうに考えております。

それから、先ほども答弁させていただきましたけれども、居住者の外貨預金の残高というのもむしろ円安のメリットを換金することに

してしまつて、むしろ円安のメリットを換金することに考えております。

それから、先ほども答弁させていただきましたけれども、居住者の外貨預金の残高というのもむしろ円安のメリットを換金することに

してしまつて、むしろ円安のメリットを換金することに考えております。

それから、先ほども答弁させていただきましたけれども、居住者の外貨預金の残高というのもむしろ円安のメリットを換金することに

してしまつて、むしろ円安のメリットを換金することに

また別の機会に問題提起いたします。

それで今のお話ですけれども、実はイギリスの場合にも同じような自由化の経験があるわけであります。その際に、例えば特に空洞化の問題についてイギリスの経験というのは大体どうなつてゐるのか。そこから我々が学べるような教訓というのはあるのでしょうか。

○神原政府委員 お答えいたします。

イギリスにおきましては、サッチャー政権成立直後でございますけれども、一九七九年に為替管理の完全自由化が行われたところでございます。

七九年以降の資本流出あるいは資本流入の数字が手元でございますけれども、七九年一八一年の平均を七六年一七八年の平均と比べますと、七九年一八一年の平均が四百五十一億ポンド、七六年一七八年の平均が四十六・九億ポンドということがあります。ただ、流出は九・六倍ということになつております。

一九八一年の平均が五百五十一億ポンド、七六年一七八年の平均が四百七・三億ポンドということで、流入も七・七倍ということになります。

○秋葉委員 わかりました。

それと同時に、日本の場合には、今回持株会社の解禁が行われます。これはある意味で空洞化とは逆の方向になるわけですから、持ち株会

社が解禁になり、原則として外為法の大改正によって自由化が行われるということで、外国からの日本に対する投資があふえるということを考えた場合に、それはあえるのだけれども実質的には持ち株会社によって日本の企業が結局子会社化され、外國の企業のコントロールに入ってしまう、日本市場が外国に乗っ取られるというようなことも同時に考えていかなくてはいけないと思います。

事実、イギリスの場合には、自由化後そういうことが起こっているというふうに理解をしておられますけれども、今度は、逆の立場の心配というのはどうお考えになつてているのでしょうか。

○山口政府委員 お答え申し上げます。

今回の金融システム改革におきまして、持ち株会社制度の導入というのはかなり重要な意味を持つだろとうと思うわけでございます。それは経営の形態として非常に多様性を持たせることができるわけでございます。

そうした場合に、私どもとしては、この持ち株会社制度をぜひ金融の面についても導入したいと思つて今調査会等で御検討いただいておりますけれども、その際に、今先生の御指摘になつたような外資との関係というのは当然いろいろ出てくるだろう、出やすくなつてくるという意味で、そういうことは議論になると思います。

そこで、御心配という形で問題提起をいたしましたわけですが、確かにイギリスの場合も、最近英國のマーチャントバンク、いわゆる証券会社が、例えばスイス銀行などドイツ銀行とかオランダの銀行とかあるいはアメリカの大きな証券会社に買収されたというような現象が起こつております。したがつて、ロンドンは非常に栄えておりますが、ロンドンの証券会社といふものは買収の対象になつたということです。日本ではございませんのは、日本には円の実需、千二百兆円の円資産があるということも実需でございますが、

その円の実需というのは相当大きな規模であるわけでございますね。私ども日本人のメンタリティの問題もござりますし、まあ少しロンドンとは違つた形にならうかなというイメージは持つております。

ただ、そうかといつて、先ほどもちょっと御議論をいたきましたが、日本の国籍を守るためにこのビッグバンをやることでありますと、これはある意味ではグローバルスタンダードにならないわけでございまして、したがいまして、ある意味では、イギリスの場合はどういうことになつたかというと、かなり長い時間をかけまして外國資本の参入について吹つ切れた態度をとるようになつたわけでございます。これは、彼らとしても相当悩んだ結果、最終的には資本の国籍よりは市場を選ぶということを彼らは決断したわけですね。日本の場合、若干違うと私は思うのでございまけれども、国籍というものを余りにも大切にしますと、今度は市場の方が非常に使いにくい、グローバルスタンダードにならない、インタークシヨナルなトランザクションがそこでとまつてしまふということになりますので、そのあたりはうまく折り合いをつけていくといふかなり難しい問題があるわけでございます。

私どものビッグバンの考え方は、やはり東京市場そのものが立派なものになり、なおかつ、顧わくば邦銀なり日本の証券会社がそこで大活躍をしてもらいたい、こういうことでございまして、必ずしも、国籍で物事を、規則、ルール等を曲げてしまうということはできないものだろうといふふうに思つております。

○秋葉委員 国籍にこだわらない立場はわかるのですが、国籍にこだわらないということであれども、何も東京にこだわることはないので、ロンドンとかニューヨークの市場を活発に使えばいいという議論も成り立ちますから、そのところはまた議論をさせていただきます。

確かに市場の自由ということになるわけですが、最終的にはその市場が自由化され利益を得

るのは消費者あるいは一人一人の市民であるというところがやはり一番大事な点なのかなということを、今お答えを伺いながら感じております。そういう方向で、今後とも、この市場自由化に向かって、同時に、フェアとグローバルということを、も言われているわけでですから、フェアの方についても御努力いただくことをお願いいたしまして、私の質問を終わります。どうもありがとうございました。

○額賀委員長 次回は、公報をもつてお知らせすることいたし、本日は、これにて散会をいたしました。

午前十一時五十一分散会

外国為替及び外國貿易管理法の一部を改正する法律案

外國為替及び外國貿易管理法(昭和二十四年法律第二百二十八号)の一部を次のように改正す

題名を次のように改める。

外國為替及び外國貿易法

目次中「第二章 外國為替公認銀行及び両替商

(第十一条・第十五条)を「第二章 削除」に、「第四十七条・第五十五条」を「第四十七条・第五十四条」に、「第六章の二 外國為替等審議会(第五十五条の二・第五十五条の三)」を「第六章の二・第五十五条の三」を「第六章の三 外報告等(第五十五条・第五十五条の九)」に、「第六章の二・第五十五条の十・第五十五条の十一」に、「第五十五条の四」を「第五十五条の十

七 「支払手段」とは、次に掲げるものをいう。
イ 銀行券、政府紙幣、小額紙幣及び硬貨
ロ 小切手(旅行小切手を含む)、為替手形、郵便為替及び信用状

ハ 証票、電子機器その他の物(第十九条第一項において「証票等」という)に電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他の人間の知覚によつて認識することができない方法をいう)により入力されている財産的価値であつて、不特定又は多数の者相互間での支払のために使用することができるもの(その使用の状況が通貨のそれと近似しているものとして政令で定めるものに限る)。

二 イ又はロに掲げるものに準ずるものとして政令で定めるもの

第六条第一項第八号中「支払手段として」を「支払のために」に、「支払手段を」を「支払手段(本邦通貨を除く。)」に改める。

第七条を次のように改める。

(外國為替相場)

第七条 大蔵大臣は、本邦通貨の基準外國為替相場及び外國通貨の本邦通貨に対する裁定外國為替相場を定め、これを告示するものとする。

2 大蔵大臣は、前項の規定により本邦通貨の基準外國為替相場を定めようとするときは、内閣の承認を得なければならない。

3 大蔵大臣は、対外支払手段の売買等所要の措置を講ずることにより、本邦通貨の外國為替相場の安定に努めるものとする。

4 第八条中「により認められる取引」を「の適用を受ける取引又は行為に係る通貨による支払等(支払又は支払の受領をいう。以下同じ。)」に改める。

第五条の見出しを「取引等の非常停止」に改め、同条第一項中「を停止する」を「行為又は支払等の停止を命ずる」に改め、同条第二項中「よる」を「より命ずる」に、「因る」を「による」に改める。

第六条第一項中「の適用を廃一にするため、次に掲げる用語は、次の定義に従うものとする」を「において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる」に改め、同項第七号を次のように改める。

第二章 削除

第十条から第十五条まで 削除
第十六条第一項及び第二項を次のように改める。

る。

主務大臣は、我が国が締結した条約その他の国際約束を誠実に履行するため必要があると認めるとき、又は国際平和のための国際的な努力に我が国として寄与するため特に必要があると認めるときは、当該支払等が、これらと同一の見地から許可又は承認を受ける義務を課した取引又は行為に係る支払等である場合を除き、政令で定めるところにより、本邦から外国へ向けて支払をしようとする居住者若しくは非居住者又は非居住者との間で支払等をしようとする居住者に対し、当該支払又は支払等について、許可を受ける義務を課すことができる。

2 前項に定める場合のほか、主務大臣は、我が国の国際收支の均衡を維持するため特に必要があると認めるときは、当該支払が、次章から第六章までの規定により許可を受け、若しくは届出をする義務が課され、又は許可若しくは承認を受ける義務を課すことができることとされている取引又は行為に係る支払である場合を除き、政令で定めるところにより、本邦から外国へ向けて支払をしようとする居住者若しくは非居住者又は非居住者との間で支払等をしようとする居住者に対し、当該支払又は支払等について、許可を受ける義務を課すことができる。

3 前二項に定める場合のほか、主務大臣は、この法律又はこの法律に基づく命令の規定により許可若しくは承認を受け、又は届出をする義務が課された支払等を当該許可を受ける義務を課すことができる。

2 前項に定めるところにより、当該支払等をしようとする者は、政令で定めるところにより、当該二以上の規定による許可の申請を併せて行うことができる。この場合において、主務大臣は、

4 前項の規定により許可を受ける義務を課すことができる。この場合において、主務大臣は、当該申請に係る支払等について許可を受ける義務を課することとなつた事情を併せて考慮して、許可を受けるかどうかを判断するものとする。
第十六条の次に次の一条を加える。
(支払等の制限)

第十六条の一 主務大臣は、前条第一項の規定により許可を受ける義務を課した場合において、

当該許可を受ける義務が課された支払等を当該許可を受けていない行つた者が再び同項の規定により許可を受ける義務が課された支払等を当該

許可を受けないで行うおそれがあると認めるときは、その者に対し、一年以内の期間を限り、

本邦から外国へ向けた支払(銀行・銀行法(昭和五十六年法律第五十九号)第二条第一項に規定する銀行をいう。以下同じ。)その他の政令で定める金融機関(以下「銀行等」という。)又は郵政官署が行う為替取引によつてされるものを除く。及び居住者と非居住者との間でする支払等(銀行等又は郵政官署が行う為替取引によつてされるものその他政令で定めるものを除く。)について、その全部若しくは一部を禁止する。

2 大蔵大臣は、前項の規定による命令を銀行等

に対してする場合において必要があると認めるときは、同項の措置がとられるまでの間、当該

銀行等に対し外國為替取引に係る業務の全部若しくは一部の停止を命じ、又は当該銀行等の当該業務の内容を制限することができる。

3 第十九条を削る。

第十七条 (銀行等の確認義務等)
銀行等は、その顧客の支払等が、次の

第十七条 (銀行等の確認義務等)
銀行等は、その顧客の支払等が、次の

各号に掲げる支払等のいずれにも該当しないこと、又は次の各号に掲げる支払等に該当すると認められる場合には当該各号に定める要件を備えていることを確認した後でなければ、当該顧客と当該支払等に係る為替取引を行つてはならない。
一 第十六条第一項から第三項までの規定により許可を受ける義務が課された支払等 当該許可を受けていること。
二 第二十一条第一項又は第二項の規定により許可を受ける義務が課された第二十条に規定する資本取引に係る支払等 当該許可を受けていること。

証票等を含む。」)を加え、「又は輸入」を、「又は輸入」に改め、同条に次の二項を加える。

3 居住者又は非居住者は、第一項に規定する支払手段又は証券若しくは貴金属を輸出し、又は輸入しようとするときは、当該支払手段又は当該証券若しくは貴金属の輸出又は輸入が前二項の規定に基づく命令の規定により大蔵大臣の許可を受けたものである場合その他政令で定める場合を除き、政令で定めるところにより、あらかじめ、当該輸出又は輸入の内容、実行の時期その他の政令で定める事項を大蔵大臣に届け出なければならない。

二 第十八条を第十九条とし、第十七条の二の次に

2 第十八条 第十八条 銀行等は、その顧客と本邦から外国へ向けて支払(政令で定める小規模のものを除く。)に係る為替取引を行おうとするときは、あらかじめ、当該顧客に対し、当該顧客の真偽を示す書類の提示を求めて当該顧客の真偽を確認するよう努めなければならない。

2 前項の規定は、郵政官署が郵便為替業務においてその顧客との間で為替取引を行おうとする場合について準用する。

3 第十八条を第十九条とし、第十七条の二の次に

2 第十九条 (銀行等の本人確認義務等)
(銀行等の本人確認義務等)

第十九条 銀行等は、その顧客と本邦から外国へ

向けて支払(政令で定める小規模のものを除く。)に係る為替取引を行おうとするときは、あ

らかじめ、当該顧客に対し、当該顧客の真偽を示す書類の提示を求めて当該顧客の真偽を確認するよう努めなければならない。

2 前項の規定は、郵政官署が郵便為替業務又は郵便振替業務においてその顧客との間で為替取引を行おうとする場合について準用する。

3 第十九条を第十九条とし、第十七条の二の次に

2 第二十条 第二十条の見出しを「(資本取引の定義)」に改め、同条第一号中及び第二十二条第二項」を、「次

二条及び第二十三条」を「次条第三項及び第五十五

条の三第一項」に改め、同条第五号中「外貨証券」を「証券」に改め、「第二十二条第一項において同じ。」を削り、「非居住者による居住者からの証券の取得」を「居住者による非居住者に対する証券の

譲渡に改め、「同項において同じ。」を削り、「同条第九号中次条第一項第一号及び第二十二条第一項第七号において同じ。」を削る。

第二十一条の見出しを「(大蔵大臣の許可を受ける義務を課する資本取引等)」に改め、同条第一項を次のように改める。

大蔵大臣は、居住者又は非居住者による資本取引(第二十四条第一項に規定する特定資本取引に該当するものを除く。)が何らの制限なしに行われた場合には、我が国が締結した条約その他の国際約束を誠実に履行することを妨げ、又は国際平和のための国際的な努力に我が国として寄与することを妨げることとなる事態を生じ、この法律の目的を達成することが困難になると認めるときは、政令で定めるところにより、当該資本取引を行おうとする居住者又は非居住者に対し、当該資本取引を行うことについて、許可を受ける義務を課することができる。

第二十一条第二項中「大蔵大臣は、前項の許可を受けなければならない資本取引以外の」を「前項に定める場合のほか、大蔵大臣は、居住者又は非居住者による同項に規定するに、「第二十四条第一項に規定する資本取引に該当する」を「特別国際金融取引勘定で経理される」に、「認められるとき限り」を「認めるときは、政令で定めるところにより」に、「行う居住者」を「行おうとする居住者」に改め、「政令で定めるところにより」を削り、同条第三項を次のように改める。

3 前項の「特別国際金融取引勘定」とは、銀行その他の政令で定める金融機関が、非居住者(外国法令に基づいて設立された法人その他政令で定める者に限る。以下この項及び次項において同じ。)から受け入れた預金その他の非居住者から調達した資金を非居住者に対する金銭の貸付け、非居住者からの証券の取得その他の非居住者との間での運用に充てるために行う次に掲げる取引又は行為に係る資金の運用又は調達に関する経理をその他の取引又は行為に係る資金の運用又は調達に関する経理と区分して整理す

るため大蔵大臣の承認を受けて設ける勘定をいう。

一 前条第一号に掲げる資本取引のうち、非居住者との間の預金契約で政令で定めるものに基づづく債権の発生等に係る取引

二 前条第二号に掲げる資本取引のうち、非居住者との間の金銭の貸借契約に基づづく債権の発生等に係る取引

三 前条第五号に掲げる資本取引のうち、非居住者が発行する証券(政令で定めるものに限る)の非居住者からの取得又は非居住者に対する譲渡

四 その他政令で定める取引又は行為

5 第二十一條に次の三項を加える。

4 前項に規定する特別国際金融取引勘定(以下の項及び次条第二項において「特別国際金融取引勘定」という。)とその他の勘定との間ににおける資金の振替その他の特別国際金融取引勘定の経理に関する事項及び特別国際金融取引勘定において経理される取引又は行為に関し当該取引又は行為の相手方が非居住者であることの確認その他必要な事項については、政令で定めること。

5 第二項に規定する資本取引について第一項及び第二項の規定により許可を受ける義務が課された場合には、当該資本取引を行おうとする者は、政令で定めるところにより、これらの規定による許可の申請を併せて行うことができる。この場合において、大蔵大臣は、当該申請に係る資本取引について許可を受ける義務を課するものとする。

6 大蔵大臣は、第二十三条第一項の規定により届け出なければならないとされる同項に規定する对外直接投資を行うことについて第一項又は第二項の規定により許可を受ける義務を課したときは、当該許可の申請に係る对外直接投資について、当該許可を受ける義務を課すること

となつた第一項に規定する事態又は第二項各号に掲げる事態のほか、同条第四項各号に掲げる事態のいずれをも生じさせないかを併せ考慮して、許可をするかどうかを判断するものとする。

第二十二条を次のように改める。

(資本取引等の制限)

第二十二条 大蔵大臣は、前条第一項の規定により許可を受ける義務を課した場合において、当該許可を受ける義務が課された同項に規定する資本取引を当該許可を受けないで行つた者が再び同項の規定により許可を受ける義務が課された同項に規定する資本取引を当該許可を受けないで行うおそれがあると認めるときは、その者

に対し、一年以内の期間を限り、同項に規定する資本取引を行ふことについて、その全部若しくは一部を禁止し、又は政令で定めるところにより許可を受ける義務を課することができる。

2 大蔵大臣は、前条第三項各号に掲げる取引若しくは行為以外の取引若しくは行為(以下この項において「対象外取引等」という。)を特別国際金融取引勘定において経理し、又は当該命令の規定に違反するおそれがあると認めるときは、その者に対し、一年以内の期間を限り、同項に規定する資本取引(同号に掲げる資本取引(居住者による非居住者からの金銭の履行を妨げ、又は)を削り、「若しくは」を「又は」に改め、同号を同項第二号とし、同項を同項第四号中「我が国が締結した条約その他の国際約束の誠実に遵守を妨げ、又は」を削り、「若しくは」を「又は」に改め、同号を同項第一号とし、同項を同項第二号から第六号まで及び第八号に掲げる資本取引(居住者による非居住者からの金銭の借入契約に基づく債権の発生等に係る取引を除く。)並びに同項第四号から第六号まで及び第八号に掲げる資本取引(居住者による本邦にある土地又はこれに関する権利の取得のうち大蔵大臣が定めるものに限る。)について、同項の規定による届出をした居住者又は非居住者は、大蔵大臣が当該届出を受理したを「第一項の規定による届出をした居住者は、大蔵大臣により当該届出が受理された」と、同項を同条第三項とし、同項の前に次の二項を加える。

居住者は、对外直接投資のうち第四項各号に掲げるいずれかの事態を生じるおそれがあるものとして政令で定めるものを行おうとするときは、政令で定めるところにより、あらかじめ当該对外直接投資の内容、実行の時期その他の政令で定める事項を大蔵大臣に届け出なければならない。

2 前項の「对外直接投資」とは、居住者による証券の取得若しくは当該法人に対する金銭の貸付けであつて当該法人との間に永続的な経済関係を樹立するため行われるものとして政令で

定めるもの又は外国における支店、工場その他の事業所(以下「支店等」という。)の設置若しくは拡張に係る資金の支払をいう。

11

第二十三条に次の二項を加える。

第一項の規定により届け出なければならないとされる对外直接投資について第二十一条第一項又は第二項の規定により大臣の許可を受ける義務が課された場合には、当該对外直接投資を行う居住者は、第一項の規定にかかるわらず、その届出をすることを要しない。この場合において、当該对外直接投資について既に同項の規定による届出がされているときは、当該届出(同条第一項又は第二項の規定により許可を受ける義務が課された際現に行つていの对外直接投資(第六項の規定により中止の勧告を応諾する旨の通知がされたもの及び第九項の規定により中止を命ぜられたものを除く。)に係るものに限る。)については、これを当該届出のあつた日にされた同条第一項又は第二項の規定により受ける義務を課された許可に係る申請となし、当該届出に係る对外直接投資について第四項の規定による勧告、第六項の規定による通知(内容の変更を応諾する旨のものに限る。)又は第九項の規定による命令(内容の変更に係るものに限る。)があつたときは、当該勧告、通知又は命令については、これをなかつたものとみなす。

第二十四条の見出しを「通商産業大臣の許可を受ける義務を課する特定資本取引」に改め、同条第一項中「通商産業大臣は」の下に「居住者による特定資本取引」を、「又は輸入する」を、「輸入する」に改め、「同じく」の下に「をい」以下同じ。」を加え、「第二十一条第二項各号に掲げるいずれかの事態を生じ、この法律の目的を達成することが困難になると認められるとき限り、当該資本取引を行なう居住者に対し、政令で定めるところにより、当該資本取引を「我が国が締結した条約その他の国際約束を誠実に履行することを妨げ、又は国際平和のための国際的な努力に我が国として寄与することを妨げることとなる事態を生じ、この法律の目的を達成することが困難になると認めるときは、政令で定めるところにより、当該役務取引等を行なうとする居住者に對し、当該役務取引等を行うことについて、許可を受ける義務を課することができる。」

第二十四条の見出しを「通商産業大臣の許可を受ける義務を課する特定資本取引」に改め、同条第一項中「通商産業大臣は」の下に「居住者による特定資本取引」を、「又は輸入する」を、「輸入する」に改め、「同じく」の下に「をい」以下同じ。」を加え、「第二十一条第二項各号に掲げるいずれかの事態を生じ、この法律の目的を達成することが困難になると認められるとき限り、当該資本取引を行なう居住者に対し、政令で定めるところにより、当該資本取引を「我が国が締結した条約その他の国際約束を誠実に履行することを妨げ、又は国際平和のための国際的な努力に我が国として寄与することを妨げることとなる事態を生じ、この法律の目的を達成することが困難になると認めるときは、政令で定めるところにより、当該役務取引等を行なうとする居住者に對し、当該役務取引等を行うことについて、許可を受ける義務を課することができる。」

第二十五条第三項を次のように改める。

居住者は、非居住者との間で、役務取引(労務又は便益の提供を目的とする取引をいう。以下同じ。)であつて、鉱産物の加工その他これに類するものとして政令で定めるもの(第三十条第一項に規定する技術導入契約の締結等に該当するものを除く。)を行おうとするときには、政令で定めるところにより許可を受けたとき、政令で定めるところにより許可を受ける義務を課することとなる。当該特定資本取引を行おうとする居住者に対し、当該特定資本取引を行おうとする居住者に対し、当該特定資本取引を行おうとする居住者に対し、當条第二項第六号中「銀行」を「銀行」に改め、同条第四項から第六項までを削る。

第二十六条の見出しを「対内直接投資等の定義」に改め、同条第二項第六号中「銀行」を「銀行業を営む者」に改め、同条第三項を削る。

第二十七条第一項中「前条第二項各号に掲げる役務取引(第一項第一号に規定する特定技術に係るもの及び第三十条第一項に規定する技術導入契約の締結等に該当するものを除く。)又は外国相互間の貨物の移動を伴う貨物の売買に関する取引(第一項第二号に規定するものを除く。)(以下「役務取引等」という。)が何らの制限なしに行われた場合には、我が国が締結した条約その他の国際約束を誠実に履行することを妨げ、又は国際平和のための国際的な努力に我が国として寄与することを妨げることとなる事態を生じ、この法律の目的を達成することが困難になると認めるときは、政令で定めるところにより、当該役務取引等を行なうとする居住者に對し、当該役務取引等を行なうことについて、許可を受ける義務を課することができる。

第二十八条第一項中「前条第一項中「の間で技術導入契約の締結等を(非居住者の本邦にある支店等を含む。以下この条において同じ。)との間で当該非居住者の行う工業所有権その他の技術に関する権利の譲渡、これらに関する使用権の設定又は事業の經營に關する技術の指導に係る契約の締結又は更新その他の当該契約の条項の変更(以下この条、第五十五条の六及び第七十条において「技術導入契約の締結等」という。)」に改め、同条に次の二項を加える。

4 主務大臣は、前条第四項の規定により役務取引を行なうことについて許可を受ける義務を課して、当該許可を受けた者が再び同項の規定により許可を受ける義務が課された特定資本取引を當該許可を受けないで行うおそれがあると認めるときは、その者に対し、一年以内の期間を限り、特定資本取引を行なうことについて、その全部若しくは一部を禁止し、又は国际平和のための国際的な努力に我が国で定めるところにより許可を受ける義務を課することができます。

国として寄与することとなる事態を生じ、この法律の目的を達成することが困難になると認めるときは、政令で定めるところにより許可を受ける義務を課することができる。

当該特定資本取引を行おうとする居住者に対し、当該特定資本取引を行おうとする居住者に対し、當条第二項第六号中「銀行」を「銀行業を営む者」に改め、同条第四項から第六項までを削る。

第二十五条第三項を次のように改める。

居住者は、非居住者との間で、役務取引(労務又は便益の提供を目的とする取引をいう。以下同じ。)であつて、鉱産物の加工その他これに類するものとして政令で定めるもの(第三十条第一項に規定する技術導入契約の締結等に該当するものを除く。)を行おうとするときには、政令で定めるところにより許可を受けたとき、政令で定めるところにより許可を受ける義務を課することとなる。当該特定資本取引を行おうとする居住者に対し、当該特定資本取引を行おうとする居住者に対し、當条第二項第六号中「銀行」を「銀行業を営む者」に改め、同条第三項を削る。

第二十六条の見出しを「対内直接投資等の定義」に改め、同条第二項第六号中「銀行」を「銀行業を営む者」に改め、同条第三項を削る。

第二十七条第一項中「前条第二項各号に掲げる役務取引(第一項第一号に規定する特定技術に係るもの及び第三十条第一項に規定する技術導入契約の締結等に該当するものを除く。)又は外国相互間の貨物の移動を伴う貨物の売買に関する取引(第一項第二号に規定するものを除く。)(以下「役務取引等」という。)が何らの制限なしに行われた場合には、我が国が締結した条約その他の国際約束を誠実に履行することを妨げ、又は国際平和のための国際的な努力に我が国として寄与することを妨げることとなる事態を生じ、この法律の目的を達成することが困難になると認めるときは、政令で定めるところにより、当該役務取引等を行なうとする居住者に對し、当該役務取引等を行なうことについて、許可を受ける義務を課することができる。

第二十八条第一項中「前条第一項中「の間で技術導入契約の締結等を(非居住者の本邦にある支店等を含む。以下この条において同じ。)との間で当該非居住者の行う工業所有権その他の技術に関する権利の譲渡、これらに関する使用権の設定又は事業の經營に關する技術の指導に係る契約の締結又は更新その他の当該契約の条項の変更(以下この条、第五十五条の六及び第七十条において「技術導入契約の締結等」という。)」に改め、同条に次の二項を加える。

4 主務大臣は、前条第四項の規定により役務取引を行なうことについて許可を受ける義務を課して、当該許可を受けた者が再び同項の規定により許可を受ける義務が課された特定資本取引を當該許可を受けないで行うおそれがあると認めるときは、その者に対し、一年以内の期間を限り、特定資本取引を行なうことについて、その全部若しくは一部を禁止し、又は國際平和のための国際的な努力に我が国で定めるところにより許可を受ける義務を課することができます。

第二十五条第三項を次のように改める。

居住者は、非居住者との間で、役務取引(労務又は便益の提供を目的とする取引をいう。以下同じ。)であつて、鉱産物の加工その他これに類するものとして政令で定めるもの(第三十条第一項に規定する技術導入契約の締結等に該当するものを除く。)を行おうとするときには、政令で定めるところにより許可を受けたとき、政令で定めるところにより許可を受ける義務を課することとなる。当該特定資本取引を行おうとする居住者に対し、當条第二項第六号中「銀行」を「銀行業を営む者」に改め、同条第三項を削る。

第二十六条の見出しを「対内直接投資等の定義」に改め、同条第二項第六号中「銀行」を「銀行業を営む者」に改め、同条第三項を削る。

第二十七条第一項中「前条第二項各号に掲げる役務取引(第一項第一号に規定する特定技術に係るもの及び第三十条第一項に規定する技術導入契約の締結等に該当するものを除く。)又は外国相互間の貨物の移動を伴う貨物の売買に関する取引(第一項第二号に規定するものを除く。)(以下「役務取引等」という。)が何らの制限なしに行われた場合には、我が国が締結した条約その他の国際約束を誠実に履行することを妨げ、又は国際平和のための国際的な努力に我が国として寄与することを妨げることとなる事態を生じ、この法律の目的を達成することが困難になると認めるときは、政令で定めるところにより、当該役務取引等を行なうとする居住者に對し、当該役務取引等を行なうことについて、許可を受ける義務を課することができる。

第二十八条第一項中「前条第一項中」の下に「の間で技術導入契約の締結等を(非居住者の本邦にある支店等を含む。以下この条において同じ。)との間で当該非居住者の行う工業所有権その他の技術に関する権利の譲渡、これらに関する使用権の設定又は事業の經營に關する技術の指導に係る契約の締結又は更新その他の当該契約の条項の変更(以下この条、第五十五条の六及び第七十条において「技術導入契約の締結等」という。)」に改め、同条に次の二項を加える。

4 主務大臣は、前条第四項の規定により役務取引を行なうことについて許可を受ける義務を課して、当該許可を受けた者が再び同項の規定により許可を受ける義務が課された特定資本取引を當該許可を受けないで行うおそれがあると認めるときは、その者に対し、一年以内の期間を限り、特定資本取引を行なうことについて、その全部若しくは一部を禁止し、又は國際平和のための国際的な努力に我が国で定めるところにより許可を受ける義務を課することができます。

第四十八条第三項中「若しくは支払の方法」を削る。

第四十九条及び第五十条を次のように改める。

第四十九条及び第五十条 削除

第七章中第五十五条の四を第五十五条の十二とする。

第六章の二中第五十五条の三を第五十五条の十とし、第五十五条の二を第五十五条の十とし、第五十五条の三とする。

第五十五条の前に次の章名を付する。

第六章の二 報告等

第五十五条を次のように改める。

(支払等の報告)

第五十五条 居住者若しくは非居住者が本邦から

外国へ向けた支払若しくは本邦から本邦へ向けた支払の受領をしたとき、又は本邦若しくは外国において居住者が非居住者との間で支払等をしたときは、政令で定める場合を除き、当該居住者若しくは非居住者は、政令で定めるところにより、これららの支払等の内容、実行の時期その他の政令で定めるものである場合には、政令で定めるところにより、当該銀行等又は郵政官署を経由してするものとする。

第五十五条の次に次の八条を加える。

(本人確認の実施状況の報告)

第五十五条の二 銀行等、郵政官署及び本邦において両替業務を行なう者は、第十八条第一項(同条第二項及び第三項において準用する場合を含む。)の規定による確認の実施状況について、大蔵省令で定めるところにより、大蔵大臣に報告しなければならない。

(資本取引の報告)

第五十五条の三 居住者又は非居住者が次の各号に掲げる資本取引(特定資本取引に該当するものを除く。以下この条において同じ。)の当事者

となつたときは、政令で定める場合を除き、当該各号に定める区分に応じ、当該居住者又は非居住者は、その都度、政令で定めるところにより、当該資本取引の内容、実行の時期その他の政令で定める事項を大蔵大臣に報告しなければならない。

第六章第二十条第一号に掲げる資本取引 居住者

一 第二十条第一号に掲げる資本取引(第六号に掲げる資本取引に該当するものを除く。) 居住者

二 第二十条第二号に掲げる資本取引(第六号に掲げる資本取引に該当するものを除く。) 居住者

三 第二十条第三号に掲げる資本取引 居住者

四 第二十条第四号に掲げる資本取引のうち、居住者と他の居住者との間の預金契約、信託契約、金銭の貸借契約、債務の保証契約又は

対外支払手段若しくは債権の売買契約に基づく外国通貨をもつて支払を受けることができる債権の発生等に係る取引 居住者

五 第二十条第五号に掲げる資本取引(次号に掲げる資本取引のうち、居住者による対外直接投資に係るもの) 居住者

六 第二十条第二号、第五号及び第十一号に掲げる資本取引のうち、居住者による対外直接投資に係るもの 居住者

七 第二十条第六号に掲げる資本取引のうち、居住者による外國における証券の発行若しくは募集又は本邦における外貨証券の発行若しくは募集居住者による本邦における証券の発行又は

八 第二十条第六号に掲げる資本取引 非居住者

九 第二十条第七号に掲げる資本取引 非居住者

十 第二十条第八号に掲げる資本取引 居住者

十一 第二十条第九号に掲げる資本取引 居住者

十二 第二十条第十号に掲げる資本取引のう

ち、非居住者による本邦にある不動産又はこれに関する権利の取得 非居住者

十三 第二十条第十二号に掲げる資本取引のうち、政令で定めるもの 政令で定める居住者又は非居住者

2 銀行等、証券会社(証券取引法第二条第九項に規定する証券会社及び外国証券業者に関する法律(昭和四十六年法律第五号)第二条第二号に規定する証券会社をいう。以下同じ。)及び金融先物取引業者(金融先物取引法第一条第九項に規定する金融先物取引業者をいう。以下同じ。)は、前項第五号、第十号又は第十一号に掲げる資本取引の媒介、取次ぎ又は代理をしたときは、その都度、政令で定めるところにより、当該資本取引の内容、実行の時期その他の政令で定める事項を大蔵大臣に報告しなければならない。

3 銀行等、証券会社及び届出者(第一項第四号又は第十一号に掲げる資本取引の当事者となる居住者であつて、大蔵省令で定めるところにより自己のこれらの資本取引の相手方となる者の同項の規定による報告を要しないこととした旨並びにその氏名又は名称及び住所その他の大蔵省令で定める事項を大蔵大臣に届け出たもの)は、当該居住者が次に掲げる特定資本取引の当事者となつたときは、政令で定める場合を除き、当該居住者は、政令で定めるところにより、当該特定資本取引の内容、実行の時期その他の政令で定める事項を通商産業大臣に報告しなければならない。

4 前項で定める場合のほか、居住者が第一項第五号、第十号又は第十一号に掲げる資本取引の当事者となつた場合において、当該資本取引の当事者が銀行等、証券会社又は届出者であるときは、当該居住者は、同項の規定にかかる限り、当該資本取引の当事者となつた場合において、当該資本取引の当事者が銀行等、証券会社又は届出者であるときは、当該居住者は、同項第四号又は第十一号に掲げる資本取引の当事者となつた場合において、当該資本取引の当事者が銀行等、証券会社又は届出者であるときは、当該居住者は、同項の規定による報告を要しない。

5 銀行等、証券会社、届出者及び金融先物取引業者は、それぞれ、銀行等及び証券会社については第一項又は第二項の規定、届出者については第一項の規定、金融先物取引業者については第二項の規定にかかるはず、政令で定めるところにより、一定の期間内に当事者となり、又は居住者が、その都度、政令で定めるところによつて大蔵省令で定める事項を一括して報告することができる。この場合において、その報告をした者は、政令で定めるところにより、当該報告に係る資本取引に関する大蔵省令で定める事項を記載した帳簿書類を作成し、これを保存しなければならない。

6 届出者は、第三項に規定する届出事項について変更があつたときは、遅滞なく、その旨及び当該変更があつた事項を大蔵大臣に届け出なければならない。

7 第三項の届出に関する公告、届出者の名簿の閲覧その他同項の届出に關し必要な事項は、大蔵省令で定める。

8 第五十五条の四 居住者が次に掲げる特定資本取引の当事者となつたときは、政令で定める場合を除き、当該居住者は、政令で定めるところにより、当該特定資本取引の内容、実行の時期その他の政令で定める事項を通商産業大臣に報告しなければならない。

9 前項で定める場合のほか、居住者が第一項第五号、第十号又は第十一号に掲げる資本取引に係る特定資本取引のうち、政令で定めるもの

二 第二十条第十二号に掲げる資本取引に係る特定期十五条の五 外国投資家は、対内直接投資等(相続、遺贈、法人の合併その他の事情を勘案して政令で定めるものを除く。以下この条において同じ。)を行つたときは、政令で定めるところにより、当該対内直接投資等の内容、実行の時期その他の政令で定める事項を大蔵大臣及び事業所管大臣に報告しなければならない。ただし、第二十七条第一項の規定により届け出なけ

ればならないとされる対内直接投資等について
は、この限りでない。

2 外国投資家以外の者(法人その他の団体を含む)が外国投資家のために当該外国投資家の名義によらないで行う対内直接投資等に相当するものについては、当該外国投資家以外の者を外國投資家とみなして、前項の規定を適用する。

(技術導入契約の締結等の報告)

第五十五条の六 居住者は、非居住者(非居住者の本邦にある支店等を含む)との間で技術導入契約の締結等をしたときは、政令で定めるところにより、当該技術導入契約の締結等について、大蔵大臣及び事業所管大臣に報告しなければならない。ただし、第三十条第一項の規定により届け出なければならないとされる技術導入契約の締結等については、この限りでない。

2 前項の規定は、非居住者の本邦にある支店等が独自に開発した技術に係る技術導入契約の締結等その他政令で定める技術導入契約の締結等について、大蔵大臣は、前項に規定する統計を作成するため必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、関係行政機関その他の者に対し、資料の提出を求めることができる。

第六十六条中「基づく」を「基づく」に改め、「日本銀行又は外国為替公認銀行」を削る。

第六十七条を次のように改める。

(許可等の条件)

第六十七条 主務大臣は、この法律又はこの法律の規定に基づく命令の規定による許可又は承認に条件を付し、及びこれを変更することができる。

2 前項の条件は、同項の許可又は承認に係る事項の実施を図るために必要な最小限のものでなければならぬ。

第六十八条第一項中「外国為替公認銀行、両替商を「外国為替業務を行う者」に、「を行うことを営業とする」を「又は行為を業として行う」に、「又は工場にその営業時間中」を、「工場その他の施設」に改める。

第六十九条第一項中「又は外国為替公認銀行」を削り、同条第三項中「及び外国為替公認銀行」を削る。

(電子情報処理組織による手続の特例等)
第六十九条の二 主務大臣は、この法律若しくはこの法律に基づく命令の規定による主務大臣に対する報告及び届出その他の手続であつて政令で定めるもの(次項において「特定手続等」といふ。)又はこの法律若しくはこの法律に基づく業務に関する事項(第五十五条の三の規定による報告を求めることができる。
(その他の報告)

第五十五条の八 この法律で別に規定するものほか、主務大臣は、この法律の目的を達成するため必要な限度において、政令で定めるところにより、この法律の適用を受ける取引、行為若しくはこの法律で定めるものに対し、当該外国為替

しくは支払等を行い、若しくは行つた者又は関係人に對し、当該取引、行為又は支払等の内容その他の當取引、行為又は支払等に関連する事項についての報告を求めることができる。

(対外の貸借及び国際収支に関する統計)

第五十五条の九 大蔵大臣は、政令で定めるところにより、対外の貸借及び国際収支に関する統計を作成し、定期的に、内閣に報告しなければならない。

2 大蔵大臣は、前項に規定する統計を作成するため必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、関係行政機関その他の者に対し、資料の提出を求めることができる。

第六十六条中「基づく」を「基づく」に改め、「日本銀行又は外国為替公認銀行」を削る。

第六十七条を次のように改める。

(許可等の条件)

第六十七条 主務大臣は、この法律又はこの法律の規定に基づく命令の規定による許可又は承認に条件を付し、及びこれを変更することができる。

2 前項の条件は、同項の許可又は承認に係る事項の実施を図るために必要な最小限のものでなければならぬ。

第六十八条第一項中「外国為替公認銀行、両替商を「外国為替業務を行う者」に、「を行うことを営業とする」を「又は行為を業として行う」に、「又は工場にその営業時間中」を、「工場その他の施設」に改める。

第六十九条第一項中「又は外国為替公認銀行」を削り、同条第三項中「及び外国為替公認銀行」を削る。

(電子情報処理組織による手続の特例等)
第六十九条の二 主務大臣は、この法律若しくは

命令の規定による処分の通知であつて政令で定めるもの(第三項において「特定通知」という。)については、政令で定めるところにより、電子情報処理組織(主務大臣の指定する電子計算機に入出力装置を含む。次項において同じ。)と、この法律の適用を受ける取引、行為若しくは支払等を行なう者又はその者の代理人(第三項において「対外取引者等」という。)の使用に係る入出力装置とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。)を使用して行わせ、又は行うことができる。

2 前項の規定により行われた特定手続等は、同項の電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に主務大臣に到達したものとみなす。

3 第一項の規定により行われた特定通知は、同項の対外取引者等の使用に係る入出力装置に備えられたファイルへの記録がされた後通常その出力を要する時間が経過した時に当該対外取引者等に到達したものと推定する。

第六十九条の四第二項を削り、同条第一項を第二項とし、同項の前に次の二項を加える。

2 次の各号に掲げる主務大臣は、国際平和のための国際的努力に我が国として寄与するため特に必要があると認めるときは、当該各号に定めた規定の運用に關し、外務大臣に意見を求めることができる。

一 主務大臣 第十六条第一項又は第二十五条第一項とし、同項の前に次の二項を加える。

2 次の各号に掲げる主務大臣は、国際平和のための国際的努力に我が国として寄与するため特に必要があると認めるときは、当該各号に定めた規定の運用に關し、外務大臣に意見を求めることができる。

二 大蔵大臣 第二十二条第一項

三 通商産業大臣 第二十四条第一項

3 第六十九条の四に次の二項を加える。

2 次の各号に掲げる主務大臣は、国際平和のための国際的努力に我が国として寄与するため特に必要があると認めるときは、当該各号に定めた規定の運用に關し、外務大臣に意見を求めることができる。

一 主務大臣 第十六条第一項又は第二十五条第一項とし、同項の前に次の二項を加える。

2 次の各号に掲げる主務大臣は、国際平和のための国際的努力に我が国として寄与するため特に必要があると認めるときは、当該各号に定めた規定の運用に關し、外務大臣に意見を求めることができる。

二 大蔵大臣 第二十二条第一項

三 通商産業大臣 第二十四条第一項

八 第二十二条第一項の規定による資本取引の禁止に違反して、又は同項の規定に基づく命令の規定による許可を受けないで支払等をした者

五 第十七条の二第二項の規定による停止又は制限に違反して、外国為替取引に係る業務を行つた者

六 第十七条第一項を削り、同条第二号中「支払又は支払の受領」を「支払等」に改め、同号を同条第三号とし、同号の次に次の二号を加える。

七 第十七条の二第二項の規定による停止又は制限に違反して、外国為替取引に係る業務を行つた者

八 第二十二条第一項の規定による資本取引の禁止に違反して、又は同項の規定に基づく命令の規定による許可を受けないで資本取引を行つた者

九 第二十二条第二項の規定による取引につき、第七十条第十三号中「の適用のある取引につき、第二十二条第一項の規定」を削り、「資本取引

大臣に、意見を述べることができる。

一 第十六条第一項又は第二十五条第四項 主務大臣

二 第二十二条第一項 大蔵大臣

三 第二十四条第一項 通商産業大臣

四 第二十五条第一項若しくは第二項又は第四項若しくは第二項又は支払等を】を加え、同号を同条第二号とし、同条第四号から第六号までを削り、同条第七号中「若しくは第二項】を「から第三項まで】に、「同条第三項】を同条第五項】に、「支払又は支払の受領】を「支払等】に改め、同号を同条第三号とし、同号の次に次の二号を加える。

五 第二十二条第一項を削り、同条第二号中「支払又は支払の輸出し】を「同条第一項に規定する支払手段又は証券若しくは貴金属を輸出し】に改め、同号を同条第六号とし、同条第十号及び第十一号を削り、同条第十二号中「第二十二条第一項を「第二十二条第一項又は第二項】に改め、同号を同条第七号とし、同号の次に次の二号を加える。

六 第二十二条第一項の規定による資本取引の禁止に違反して、又は同項の規定に基づく命令の規定による許可を受けないで資本取引を行つた者

七 第二十二条第一項の規定による取引につき、第七十条第十三号中「の適用のある取引につき、第二十二条第一項の規定」を削り、「資本取引

及び次条において「届出手続完了資本取引」といふ。に該当するものであるときは、当該旧法事前審査対象資本取引は、それぞれ新法第二十三条第三項の規定により対外直接投資を行つてはならないとされる期間が満了したもの、同条第七項に規定する勧告(同条第四項に規定する内容の変更に係るものに限る)を応諾する旨の通知がされたもの又は同条第九項の規定により内容の変更を命じられたものとみなす。

2 旧法事前審査対象資本取引が、新法事前審査対象对外直接投資に該当するものであつて、届出手続完了資本取引に該当するものでないときは、当該旧法事前審査対象資本取引に係る届出については、これを当該届出がされた日において新法第二十三条第一項の規定によりされたものとみなして、新法の規定を適用する。この場合において、当該旧法事前審査対象資本取引に係る届出において、当該届出がされた日において新法第二十三条第二項の規定による通知(同条第五項に規定する勧告を應諾する旨の通知を除く)は、それぞれ新法第二十三条第四項の規定による勧告又は同条第六項の規定による通知とみなす。

第五条 旧法事前審査対象資本取引が、新法第二十一条第一項又は第二項の規定に基づく命令の規定により許可を受ける義務を課された資本取引(次項において「新法許可対象資本取引」という。)に該当するものであつて、届出手續完了資本取引に該当するときは、当該旧法事前審査対象資本取引(旧法第二十三条第五項に規定する内容の変更を応諾する旨の通知がされ、又は同条第七項の規定により内容の変更を命じられたものにあつては、これらの変更がされた後のものは、政令で定めるものを除き、新法第二十一条第一項又は第二項の規定に基づく命令の規定による許可があつたものとみなす。

2 旧法事前審査対象資本取引が、新法許可対象資本取引に該当するものであつて、届出手續完了資本取引に該当するものでないときは、当該

旧法事前審査対象資本取引に係る旧法第二十二条第一項の規定によりされた届出については、これを新法第二十一条第一項又は第二項の規定に基づく命令の規定による許可の申請とみなし、新法の規定を適用する。この場合において、當該旧法事前審査対象資本取引についてあつた旧法第二十三条第二項の規定による勧告又は同条第四項の規定による通知(同条第五項に規定する勧告を應諾する旨の通知を除く)は、なかつたものとみなす。

3 前二項の規定は、施行日前に旧法第二十四条第二項の規定によりされた届出に係る資本取引でこの法律の施行の際現に行われていないものとみなす。

が、新法第二十四条第一項又は第二項の規定に基づく命令の規定により許可を受ける義務を課された同条第一項に規定する特定資本取引に該当するものである場合について準用する。

第六条 旧法第二十二条第二項の規定により設けられた特別国際金融取引勘定は、新法第二十一条第三項に規定する特別国際金融取引勘定とみなす。

第七条 旧法第十五条に規定する外国為替公認銀行又は両替商が施行日前に行つた旧法の適用を受ける業務に係る同条の規定による報告については、なお従前の例による。

第八条 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる事項に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によることとする。

第九条 の九第六項中「及び第十項から第十二項まで」を、「第十項及び第十一項」に改める。

(協同組合による金融事業に関する法律の一部改正)

第十条 関税定率法(明治四十三年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。

(農林中央金庫法の一部改正)

第十四条 第五号の二を削る。

(農林中央金庫法大正十二年法律第四十二号)の一部を次のように改正する。

(商工組合中央金庫法の一部改正)

第十二条 商工組合中央金庫法(昭和十一年法律第十四号)の一部を次のように改正する。

(農業協同組合法の一部改正)

第十三条 農業協同組合法(昭和二十一年法律百三十一号)の一部を次のように改正する。

(農業協同組合法の一部改正)

第十四条 中小企業等協同組合法(昭和二十四年法律第百八十一号)の一部を次のように改正する。

(中小企業等協同組合法の一部改正)

第十五条 農業協同組合による金融事業に関する法律(昭和二十四年法律第百八十三号)の一部を次のように改正する。

(農業協同組合による金融事業に関する法律の一部改正)

第十六条 この法律の施行にこの法律によ

(関税定率法の一部改正)

第十四条 第五号の二を削る。

(農林中央金庫法の一部改正)

第十二条 農林中央金庫法大正十二年法律第四十二号の一部を次のように改正する。

(商工組合中央金庫法の一部改正)

第十四条 第五号の二を削る。

(農業協同組合法の一部改正)

第十三条 農業協同組合法(昭和十一年法律第十四号)の一部を次のように改正する。

(農業協同組合法の一部改正)

第十四条 中小企業等協同組合法(昭和二十四年法律第百八十一号)の一部を次のように改正する。

(中小企業等協同組合法の一部改正)

第十五条 農業協同組合による金融事業に関する法律(昭和二十四年法律第百八十三号)の一部を次のように改正する。

(農業協同組合による金融事業に関する法律の一部改正)

第十六条 この法律の施行にこの法律によ

る改正前の協同組合による金融事業に関する法律第三条第一項(同項第一号に係る部分に限る)の規定による認可を受けている同項に規定する信用協同組合等は、施行日にこの法律による改正後の協同組合による金融事業に関する法律第三条第一項(同項第一号に係る部分に限る)の規定による認可を受けたものとみなす。

第十七条 貿易保険法(昭和二十五年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

(貿易保険法の一部改正)

第十八条 日本輸出入銀行法(昭和二十五年法律第二百六十八号)の一部を次のように改正する。

(日本輸出入銀行法の一部改正)

第十九条 外国為替資金特別会計法(昭和二十六年法律第五十六号)の一部を次のように改正する。

(外国為替資金特別会計法の一部改正)

第二十条 外国為替資金特別会計法(昭和二十六年法律第五十六号)の一部を次のように改正する。

(外国為替資金特別会計法の一部改正)

第二十一条 削除

(日本輸出入銀行法(昭和二十五年法律第二百六十八号)第十条第一項(外国為替業務の認可等)の認可を受けて行う事業を除く)を削る。

(協同組合による金融事業に関する法律の一部改正)に伴う経過措置

第一条 中「外国為替及び外國貿易管理法」を

「外国為替及び外國貿易法」に改める。

第五条第二項中「外國為替公認銀行(外國為替
及び外國貿易管理法第十一條に規定する外國為
替公認銀行をいう。以下同じ。)及び外國にある
外國銀行(以下「外國為替公認銀行等」と総称す
る。)」を「銀行等(外國為替及び外國貿易法第十
六條の二に規定する銀行等をいう。以下同じ。)

及び外國にある外國銀行(以下「金融機關」とい
う。)に、「貸越」を「貸越し」に、「基づく」を「基づ
く」に、「本項中」を「この項において」に、「又は」
を、「又は」に、「外國為替公認銀行等に」を「金融
機關に」に改め、同条第三項中「外國為替公認銀
行等」を「金融機關」に、「借越」を「借越し」に,
「基づく」を「基づく」に、「又は」を「若しくは」に,
「又」を「又は」に、「基いて」を「基づいて」に改
め、同条第四項中「外國為替公認銀行等」を「金
融機關」に改める。

第六条第二項中「取扱」を「取扱い」に、「外國
為替公認銀行」を「銀行等」に改める。

第八条第一項中「外國為替及び外國貿易管理
法第七条第一項又は第二項」を「外國為替及び外
國貿易法第七条第一項」に改める。

附則第十一項中「基き」を「基づき」に、「外國
為替及び外國貿易管理法」を「外國為替及び外國
貿易法」に改める。

(日本開発銀行法の一部改正)

第二十一条 日本開発銀行法(昭和二十六年法律第
百八号)の一部を次のように改正する。

第十九条の二を削る。

(信用金庫法の一部改正)

第五十三条中第十四項を削り、第十五項を第
百三十八号)の一部を次のように改正する。

第十六条項とし、第十六項を第十五項とし、第十七
項を第十六項とする。

第五十四条第十二項中「第十七項まで」を「第
十六項まで」に、「同条第十六項」を「同条第十五
項」に、「同条第十七項」を「同条第十六項」に改
める。

(労働金庫法の一部改正)

第二十二条 労働金庫法(昭和二十八年法律第二
百二十七号)の一部を次のように改正する。

第五十八条第十三項を削る。

第五十九条の二第十一項中「第十二項及び
第十三項」を「及び第十一項」に改める。

(外國為替銀行法の一部改正)

第五十八条の二第十一項中「第十二項及び
第十三項」を「及び第十一項」に改める。

第六十条 外國為替銀行法(昭和二十九年法律
第二百六十七号)の一部を次のように改正する。

第六十二条中「但し」を「ただし」に、「外國為替
く」に、「別段の定」を「別段の定め」に改める。

(自動車損害賠償保障法の一部改正)

第二十四条 自動車損害賠償保障法(昭和三十
九年法律第二百六十七号)の一部を次のように改正
する。

第二十四条第二項第一号中「第十条第二十項
ただし書」を「第十条第十九項ただし書」に改め
る。

(印紙税法の一部改正)

第二十五条 印紙税法(昭和四十二年法律第二十
三号)の一部を次のように改正する。

別表第一課税物件表の適用に関する通則4へ
中「外國為替及び外國貿易管理法」を「外國為替
及び外國貿易法」に改め、「又は第二項」を削る。

(日本開発銀行法の一部改正)

第二十九条 消費税法(昭和六十三年法律第百八
号)の一部を次のように改正する。

第八条第一項及び第三項中「外國為替及び外
國貿易管理法」を「外國為替及び外國貿易法」に
改める。

別表第一第二号中「外國為替及び外國貿易管
理法」を「外國為替及び外國貿易法」に改め、同
表第五号中「外國為替及び外國貿易管理法第
十条第一項(外國為替業務の認可等)」を「外國為
替及び外國貿易法第五十五条の七(外國為替業
務)」に改め、「又は外國為
替及び外國貿易管理法第十四条第一項(両替商)
に規定する両替業務」を削る。

(登録免許税法の一部改正)

第二十六条 登録免許税法(昭和四十二年法律第
三十五号)の一部を次のように改正する。

別表第一中第二十六号を削り、第二十五号の
二を第二十六号とする。

(金融機関の合併及び転換に関する法律(昭和四十三年法律第八十六号)の一部を次の
改正)

第十七条の三第二項を削る。

(経済協力開発機構金融支援基金への加盟に伴
う措置に関する法律の一部改正)

第二十八条 経済協力開発機構金融支援基金への
加盟に伴う措置に関する法律(昭和五十一年法
律第三十八号)の一部を次のように改正する。

第四条中「外國為替及び外國貿易法」を「第十一
条に規定する外國為替公認銀行」を「第十六条の二に規
定する銀行等」に、「又は借り入れ」を「又は借入
れ」に改める。

(消費税法の一部改正)

第二十九条 消費税法(昭和六十三年法律第百八
号)の一部を次のように改正する。

第八条第一項及び第三項中「外國為替及び外
國貿易管理法」を「外國為替及び外國貿易法」に
改める。

別表第一第二号中「外國為替及び外國貿易管
理法」を「外國為替及び外國貿易法」に改め、同
表第五号中「外國為替及び外國貿易管理法第
十条第一項(外國為替業務の認可等)」を「外國為
替及び外國貿易法第五十五条の七(外國為替業
務)」に改め、「又は外國為
替及び外國貿易管理法第十四条第一項(両替商)
に規定する両替業務」を削る。

(登録免許税法の一部改正)

第二十六条 登録免許税法(昭和四十二年法律第
三十五号)の一部を次のように改正する。

第三十条 郵政官署における外國通貨の両替及び
旅行小切手の売買に関する法律(平成二年法律
第三十七号)の一部を次のように改正する。

第三十一条 次に掲げる法律の規定中「外國為替
及び外國貿易管理法」を「外國為替及び外國貿易
法」に改める。

(国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟
に伴う措置に関する法律等の一部改正)

第三十二条 次に掲げる法律の規定中「外國為替
及び外國貿易管理法」を「外國為替及び外國貿易
法」に改める。

(国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟
に伴う措置に関する法律等の一部改正)

第三十三条 次に掲げる法律の規定中「外國為替
及び外國貿易管理法」を「外國為替及び外國貿易
法」に改める。

(第三十条の二第二十六号とする。)

十二 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保

存に関する法律(平成四年法律第七十五号)第

十五条第二項並びに第十六条第一項及び第二

項、第八条第一項及び第十四条

十四 化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に

関する法律(平成七年法律第六十五号)第十三

条、サリン等による人身被害の防止に関する

法律(平成七年法律第七十八号)第三条第二号

十五 サリン等による人身被害の防止に

促進等に関する法律(平成七年法律第一百十二

号)第二条第九項第一号

十六 容器包装に係る分別収集及び再商品化の

促進等に関する法律(平成七年法律第一百十二

号)第二条第九項第一号

(大蔵省設置法の一部改正)

第三十二条 大蔵省設置法(昭和二十四年法律第

百四十四号)の一部を次のよう改定する。

第四条第八号中「維持」を「安定」に改め、同

条第九号中「を行う通貨その他の対外決済条

件の決定」を「に係る支払又は支払の受領に使用

する通貨の指定」に改め、同条第十号中「を管

理し及び」を「の管理及び調整をし、並びに」に

改め、同条第百十三号及び第百十四号を次のよ

うに改める。

百十三 削除

百十四 削除

第四条第二十一号中「外国為替及び外國貿

易管理法」を「外國為替及び外國貿易法(昭和二

十四年法律第二百二十八号)」に改め、「取引」の

下に「又は行為」を加える。

第五条第四十号中「し、維持」を削り、同条第

四十一号中「の決済条件を定める」を「に係る支

払又は支払の受領に使用する通貨を指定する」

に改め、同条第四十二号中「管理」の下に「及び

調整」を加える。

第二十一条第一項中「、外國為替」を削る。

第三十条第一項中「、第百十三号」を削り、同

項第二号中「外國為替及び外國貿易管理法」を

「外國為替及び外國貿易法」に改める。

(通商産業省設置法の一部改正)

第三十三条 通商産業省設置法(昭和二十七年法

律第二百七十五号)の一部を次のよう改定す

る。

第三条第一号中「管理」の下に「及び調整」を

加える。

第四条第十二号中「を管理」を「の管理及び調

整を」に改める。

第五条第一項第八号中「又は制限」を「制限し、

又は調整」に改める。

理由

最近における我が国との国際金融取引を取り巻く環境の変化に対応し、我が国金融市场及び資本市場の一層の活性化を図るために、資本取引等について許可又は届出に係る制度を原則として廃止して事後報告制度に移行するとともに、外國為替公認銀行制度等による外國為替業務に係る規制を廃止する等、より自由な対外取引のための環境整備等を行う必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

平成九年四月十六日印刷

平成九年四月十七日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

K